

平成31年第1回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

- | | | | |
|--------------|-------------|-----------|--------|
| 1. 開催日時 | 平成31年 3月11日 | 福祉課長補佐 | 大野本 敦 |
| 1. 開催場所 | 西予市議会第2委員会室 | 福祉課係長 | 河野 友紀 |
| 1. 開 会 | 平成31年 3月11日 | 福祉課係長 | 梶原 健司 |
| | 午前 8時57分 | 福祉課係長 | 脇本 美登利 |
| 1. 散 会 | 平成31年 3月11日 | 長寿介護課長補佐 | 竹内 克之 |
| | 午後 3時38分 | 長寿介護課保健師長 | 井上 理恵 |
| 1. 出席委員 | | 長寿介護課係長 | 信宮 佳子 |
| 委員長 | 山本 英明 | 長寿介護課係長 | 柴田 直樹 |
| 副委員長 | 井関 陽一 | | |
| 委員 | 中村 一雅 | | |
| 委員 | 竹崎 幸仁 | | |
| 委員 | 源 正樹 | | |
| 委員 | 菊池 純一 | | |
| 委員 | 中村 敬治 | | |
| 1. 欠席委員 | なし | | |
| 1. 出席説明員 | | | |
| 生活福祉部長 | | | |
| 兼福祉事務所長 | 藤井 兼人 | | |
| 市民課長 | 松本 豊和 | | |
| 環境衛生課長 | 佐々木 邦仁 | | |
| 健康づくり推進課長 | 沖村 智 | | |
| 福祉課長 | 上中 保博 | | |
| 長寿介護課長 | 浅野 幸彦 | | |
| 明浜生活福祉課長 | 三好 忠利 | | |
| 野村生活福祉課長 | 森本 美重 | | |
| 城川生活福祉課長 | 河野 栄二 | | |
| 三瓶生活福祉課長 | 井上 又文 | | |
| 市民課長補佐 | 宇都宮 積矢 | | |
| 人権対策室長 | 森川 圭三 | | |
| 市民課係長 | 大内 俊二 | | |
| 市民課係長 | 二宮 夕子 | | |
| 市民課係長 | 野本 伸治 | | |
| 市民課係長 | 西村 由起 | | |
| 環境衛生課長補佐 | 大塚 義導 | | |
| 環境衛生課長補佐 | 細谷 涼子 | | |
| 環境衛生課係長 | 中村 篤史 | | |
| 環境衛生課係長 | 源 琢也 | | |
| 医療対策室長 | 河野 千恵香 | | |
| 健康づくり推進課長補佐 | 亀岡 敦志 | | |
| 健康づくり推進課保健師長 | 佐々木 靖子 | | |
| 健康づくり推進課保健師長 | 三瀬 穂津美 | | |
| 健康づくり推進課係長 | 二宮 真紀 | | |
| 福祉課長補佐 | 長野 静香 | | |
-
- | | |
|--------------|------------------------------------|
| 1. 出席議会事務局職員 | |
| 書記 | 三好 祐介 |
| 1. 会議に付した事件 | |
| 議案第 7号 | 西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第18号 | 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について |
| 議案第19号 | 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第20号 | 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について |
| 議案第34号 | 平成31年度西予市一般会計予算 |
| 議案第35号 | 平成31年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 議案第36号 | 平成31年度西予市国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第37号 | 平成31年度西予市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第38号 | 平成31年度西予市介護保険特別会計予算 |
| 1. 会議の経過 | 別紙のとおり |

開会 午前8時57分

○井関副委員長

これより平成31年第1回定例会厚生常任委員会を開会いたします。

開会にあたり委員長より挨拶があります。

○山本委員長

委員長が挨拶を行う。

○井関副委員長

次に、藤井生活福祉部長より挨拶をよろしくお願いたします。

○藤井生活福祉部長

藤井生活福祉部長が挨拶を行う。

○井関副委員長

ありがとうございました。

それでは注意事項を申し上げます。発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てからお願いいたします。

また、携帯電話の持ち込みは禁止となっておりますので、もし間違えて持ち込まれている場合は、電源をオフにしてください。

これより先の進行は委員長で行っていただきます。

【生活福祉部】

【市民課】

○山本委員長

それでは、これより本日の会議を開きます。

まず初めに、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」市民課所管分、議案第34号「平成31年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、議案第36号「平成31年度西予市国民健康保険特別会計予算」、議案第37号「平成31年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」の4件を一括議題といたします。

これから四つの会計を審査していただきますけれども、1議案ずつ説明、審議を行いまして、全ての議案の質疑が終結いたしました後に、議案ごとに採決を行わせていただきますので、ご承知おき願ったらと思います。

それではまず、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」市民課所管分について担当課長の説明を求めます。

○松本市民課長

それでは、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」の市民課所管分につきまして、予算書

に基づきご説明申し上げます。

一般会計予算書の65ページをごらんください。歳入歳出予算事項別明細書でご説明させていただきます。まず、歳出からご説明いたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額1億8425万4000円を計上いたしました。前年度より73万6000円の減額となっております。主な理由といたしまして、職員給与費等の減額によるものでございます。事業の内訳としまして、戸籍事業、印鑑登録事業、中長期在留者居住地届出等事務事業、住民基本台帳管理事業、自動車臨時運行許可事業、予見事業、マイナンバーカード交付事業の七つの事業になります。

続きまして、82ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額7億6638万7000円のうち、市民課所管分は、84ページの28節繰出金、国民健康保険特別会計事業勘定繰出事業で4億7968万1000円を予算計上いたしました。前年度より4246万6000円の減額でございます。主な理由としまして、財政安定化支援に係る一般会計繰入金の減額によるものでございます。この繰出事業につきましては、国民健康保険特別会計事業勘定でご説明させていただきます。

続きまして、2目社会福祉施設費、本年度予算額2358万2000円のうち、市民課所管分は、宇和ふれあいセンター管理運営事業935万3000円及び、宇和小森会館管理運営事業699万4000円の合計1634万7000円を予算計上しました。昨年度より3万円を増額しております。主な理由としまして、老朽化した備品の買い替え等によるものでございます。

続きまして、89ページをごらんください。

5目国民年金事務費、本年度予算額233万4000円を予算計上いたしました。昨年度より40万9000円の減額でございます。主な理由としまして、臨時職員の雇用体系の変更に伴う賃金の減額によるものでございます。

続きまして、90ページをごらんください。

7目人権対策費、本年度予算額3130万6000円を予算計上いたしました。昨年度より1023万5000円の増額でございます。主な理由としまして、伊延改良住宅3棟、6戸の解体に伴う工事請負費1017万9000円の増額によるものでございます。事

業の内容としては、人権対策室庶務事業、改良住宅事業、隣保館分館維持管理事業、人権擁護事業の4事業でございます。

続きまして、91ページをごらんください。

9月後期高齢者医療費、本年度予算額8億8964万9000円を予算計上いたしました。昨年度より928万4000円の減額でございます。内訳としまして、後期高齢者医療事業6億4254万3000円、前年度は6億3664万2000円で510万1000円の増額となります。主な理由としまして、平成30年度実績見込み等により、広域連合から示された負担金の増額によるものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計繰出事業2億4710万6000円、前年度は2億6229万1000円で1518万5000円の減額となります。この繰出事業につきましては、後期高齢者医療特別会計でご説明いたします。

続きまして、102ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額3億1333万3000円のうち、市民課所管分は104頁、28節繰出金、診療所勘定繰出事業で3492万3000円を予算計上いたしました。前年度より1914万9000円の減額でございます。主な理由としまして、惣川、遊子川出張診療所の廃止と土居診療所の診療体制の見直しによるものです。この繰出事業につきましては、国民健康保険特別会計診療施設勘定予算でご説明いたします。

お手元に配信いたしました資料の1ページをごらんください。平成31年度当初予算歳入特定財源充当一覧でございます。

左から歳入予算書ページ、款項目節説明、金額、充当先事務事業、金額、備考となっております。歳入につきましては、お目通しいただいたらと思います。

以上で、議案第33号「平成31年度西予市一般会計」のご説明とさせていただきます。

○山本委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村一雅委員

予算書91ページの後期高齢者医療費事業、減額と伺いました。後期高齢者については、1人当たりの医療費自体は、単価的には上がっているみたいなことを以前に説明で伺ったように思います。

減額となっている原因について、もう少し詳細にいただけたらと思います。

○松本市民課長

後期高齢者の被保険者ですけど、予算上は、前年度が9,387人、今回が9,219人ということで168名の減となりますので、それに伴って減額となっております。

○山本委員長

ほか質疑はございませんか。

○中村敬治委員

65ページのマイナンバーカード交付事業213万8000円が計上されておりますけれども、以前、大平部長がおられたときに非常に力を入れて、西予市は日本一のマイナンバーカードの取得率にしたいというような話だったんですが、現在のところどのような進捗状況なんでしょうか。

○松本市民課長

総務省のデータで、昨年12月1日現在の順位を発表させていただきます。ランキングですけど、全国で約28番目です。政令区と市の中では14番目となっております。県内の状況としましては、実際の交付率が7,600件で19.51%、県内では1番となっております。

○山本委員長

ほか質疑はございませんか。

○源委員

予算書90ページ、7目人権対策費のうち、改良住宅事業についてお尋ねしたいんですけども、おそらくこの1200万のうち、ほぼ工事請負費になるかと思いますが、どういった内容で今回改良されるのかということについてまずお尋ねをいたします。

○松本市民課長

伊延改良住宅ですけど、取り壊しということで工事請負費、6棟ということで、全体で376.98平米の床面積がありまして、大体取り壊し費用としては1平米当たり2万5000円を計算した結果1017万9000円という金額になりましたので、その取り壊し費用として計上させていただきました。

○源委員

改良住宅自体、伊延だけじゃなくて非常に老朽化している施設が多いと思うんですけども、今市内に改良住宅というか、対象となる団地は何件ぐらいあるかわかりましたら説明願います。

○松本市民課長

改良住宅は、西予市で現在75戸、入居は58ということで、77%の入居率です。団地数は8団地あります。

○源委員

今、入居率は約77%ということで答弁いただいたんですけども、特に伊延の場合は非常に空いているところが以前から目立ってましたんで、取り壊しということで決定されたと思うんですが、お住まいの方がいる場合は、古い建物が多いと思いますんで、今後改築等も必要になってくるんじゃないかと思うんですが、そのあたりの見込みについて教えていただければと思います。

○松本市民課長

今時点で改築計画はありません。今後、その耐震の補強していくことになりまして、西予市の公共施設等管理事業に基づいて改修したいと思います。

○源委員

あんまりしつこくするつもりはないんですけど、改良の部分というのは、以前はそういった人権対策とかという部分でかなり事業あったと思うんですけども、今国で、恐らくそういった補助事業はないんじゃないかなというふうに想像するんですが、それは改良住宅としてやるのか、もしくは市営団地も相当老朽化してるところがあるので、そういったものと絡めてやるのかっていうこと、先の話なんでなかなかないと思いますが、見通しについてももう一度お聞かせいただければと思います。

○松本市民課長

補助事業自体現在ありません。今後の考えとしては、建設課の協議が必要とは思いますが、将来的には公営住宅に移管して一括して管理するのが、一番市として助かるような感じで思っております、私の方は。

○山本委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

以上で、質疑を終結いたします。

それでは次に、議案第34号「平成31年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、担当課長の説明を求めます。

○松本市民課長

それでは、議案第34号「平成31年度西予市住宅

新築資金等貸付事業特別会計予算」につきまして、予算書に基づきご説明を申し上げます。

特別会計予算書の8ページをごらんください。歳入歳出予算事項別明細書でご説明させていただきます。まず歳出からご説明いたします。

1款事業費、1項事業費、1目事業費、本年度予算額は住宅新築資金等貸付運営事業に5万5000円を予算計上いたしました。

続きまして、2款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額は元金償還事業に37万8000円を予算計上いたしました。地方債の償還に基づき、償還を行うものでございます。

続きまして、2目利子、本年度予算額は利子償還事業に1万1000円を予算計上いたしました。地方債の償還計画に基づき償還を行うものです。なお、平成31年度で償還が終了となります。

続きまして、3款諸支出金、2項繰出金、1目繰出金、一般会計繰出事業で、本年度は32万2000円を予算計上いたしました。資金貸付者から市への償還の合計が、金融機関への償還額を上回った場合に一般会計に繰り出すものでございます。歳出合計は76万6000円で前年度と同額になります。これで歳出の説明とさせていただきます。

続きまして、7ページをごらんください。歳入のご説明をさせていただきます。

1款償還金、1項貸付金償還金、1目貸付金元利収入、本年度予算額は76万6000円を予算計上させていただきました。内訳としまして、住宅改修資金貸付金元利収入(過年度分)、住宅新築資金等貸付金元利収入、住宅新築資金等貸付金元利収入(過年度分)になります。歳入歳出はそれぞれ76万7000円でございます。

以上で、議案第34号「平成31年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計」のご説明とさせていただきます。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時22分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前9時23分)

松本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○源委員

31年度で市が借りている元金の返済は終わるかと思いますが、全部で残っている金額というのは

どれぐらいになるかわかりましたらお願いします。

○松本市民課長

29年度末で、件数的には37件、金額が8864万875円です。

○源委員

不勉強なんで教えていただければと思うんですが、市税とか、国保税もそうなんですが、一応5年でなくなるわけじゃないけど、いわゆる区切りがあるんですが、こういった貸付資金の場合というのは、そういったものは全くないという理解でよろしいんでしょうか。

○松本市民課長

貸付金なので、一応現在ずっと請求していますので、償還の期限はありません。

○源委員

恐らく今年度がこういった小さな額の予算になるんで、来年度からもこういった額の予算、ほとんど償還もない状態になると思いますんで、今後、私何回か言ったんですけど、都道府県で、奈良県の例挙げたと思うんですけども、県で、ほかの自治体も同じような形で、債権が残ったままになっていると思うんで、ぜひ県で、一括してまとめていただいたらというふうに、ずっと以前から思っているんですけども、そのあたりについて考えをお聞かせいただければと思います。

○松本市民課長

状況としては県内市町ほぼ同じような状況になっています。県で協議会を立ち上げているんですけど、なかなか実情が市町によって違っているんで、なかなか統一した見解、今のところありません。当然弁護士とかいろいろ相談しているんですけど、ほかの自治体では、なかなか回収が進んでない状況ではあります。市としても今後取り組んでいかんといけんで、例えばそれを回収業者に委託するとかということは今後検討していかないといけないと思うんですけど、なかなか予算的に厳しいもんがありまして、今すぐ取り組みができてない状況です。

○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

それでは、議案第34号につきまして質疑を終結といたします。

続きまして、議案第36号「平成31年度西予市国民健康保険特別会計予算」について担当課長の説明を求めます。

○松本市民課長

それでは議案第36号「平成31年度西予市国民健康保険特別会計予算」につきまして、予算書に基づきご説明を申し上げます。

最初に、事業勘定の予算科目につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成30年度国民健康保険制度の改正に伴い、財務の取り扱いが見直されました。そのことにより、予算科目の設定が変更となりました。そのため平成30年度予算の科目とは変更となっております。お手元に配信の資料の4ページをごらんください。予算書は36ページをごらんください。まず、歳出からご説明させていただきます。

資料は、左から通し番号、歳出科目、歳出概要、平成30年度予算額、平成31年度予算額、比較、備考の欄に記載しております。

1番、総務費ですが、本年度予算額は9520万6000円を予算計上しました。前年度より324万3000円の増額となっております。国民健康保険事業に係る事務費となります。今回の主な増額の理由につきましては、電算システム改修委託料と特別調整交付金申請業務委託料の増額によるものです。予算書は36ページから38ページにかけての1款総務費、1項総務管理費から4項趣旨普及費までになります。

次に、通し番号2番から14番の保険給付費ですが、一般被保険者、退職被保険者その他の給付となります。予算書は39ページから41ページにかけての2款保険給付費、1項療養諸費から5項葬祭諸費までになります。17番にその合計を記載しております。本年度は37億2140万7000円を予算計上いたしました。前年度より3251万円の減額でございます。主な理由としまして、被保険者の減少によるものでございます。また、いずれの項目におきましても、前年度の実績等を勘案して予算計上しております。

続きまして、19ページ、国民健康保険事業給付金ですが10億7397万4000円を予算計上しました。予算書は42ページ、3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分から43ページ、3項介護納付金分になります。国保の制度改正による広域化に伴い、市町が支払う保険給付費の全額を県が市町

に交付するための財源として県が市町から徴収するものであります。県は全体の保険給付額の必要額の見込みを立て、必要額を市町ごとに所得水準や医療費水準を考慮して決定することとなります。

続きまして、通し番号18番の共同事務拠出金ですが、退職者医療共同事務拠出金規則により年金受給者1事案にかかる経費となっております。予算書は43ページの4款共同事務拠出金、1項共同事務拠出金、5目共同事務拠出金になります。

続きまして、20番保健事業費ですが、本年度は608万円を予算計上いたしました。予算書は43ページから44ページにかけての5款保健事業費、1項保健事業費になります。内容としまして、医療費の通知事業の郵便料、医療費適正化に係るレセプト点検の医療審査の委託料となっております。

続きまして、21番特定健康診査等事業費ですが、本年度は3711万3000円を予算計上いたしました。予算書は44ページの2項特定健康診査等事業費になります。前年度より276万円の減額となっております。特定健診、特定保健指導に係る経費となります。

続きまして、22番直診勘定繰出金ですが、509万4000円を予算計上いたしました。予算書は46ページ、7款諸支出金、2項繰出金になります。へき地に係る特別調整交付金で、土居診療所分となります。

続きまして、24番予備費ですが2062万8000円を予算計上しました。予算書は46ページ、8款予備費、1項予備費になります。歳入の増額が見込まれますので、予備費で調整しております。歳入合計49億8355万9000円となり、前年度対比9712万7000円の減額となります。

次に、歳入のご説明をいたします。資料の3ページをごらんください。予算書は31ページからになります。

1款国民健康保険税、2項国民健康保険税になります。通し番号1と2の保険税ですが、一般被保険者7億9819万2000円、退職被保険者495万1000円、3番が合計で、8億314万3000円です。前年度対比5159万6000円の増額でございます。保険税の算定に当たりまして、10月末の調定を参考にし、被保険者数及び収納率を考慮して算出しております。

続きまして、4番国庫支出金災害臨時特例補助

金ですが100万円を予算計上いたしました。平成30年7月豪雨による保険税及び一部負担金の免除に係る補助金でございます。補助率は10分の2となっております。予算書は32ページ、4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金になります。

続きまして、5番から9番の県支出金については、広域化に伴い県より交付されるものです。10番が合計で36億9312万5000円を予算計上いたしました。予算書は33ページ、5款県支出金、2項県補助金、4目保険給付費等交付金になります。内訳としまして、保険給付費等交付金、保険者努力支援分、特別調整交付金、県繰入金、特定健診等負担金でございます。

続きまして、11番から17番が一般会計からの繰入となります。予算書は33ページ、7款繰入金、1項他会計繰入金になります。11番保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）ですが、本年度は1億9776万1000円を予算計上いたしました。前年度より2073万7000円の増額でございます。保険税軽減分の市の負担分は4分の1になります。12番保険基盤安定繰入金（保険者支援分）ですが、本年度は1億19万9000円を予算計上いたしました。前年度より997万7000円の増額でございます。保険者支援分の市の負担分は4分の1となります。一度、一般会計で国と県の負担を受け入れてから市の負担分を含めた金額を国保会計に繰入いたします。14番がその他一般会計繰入金ですが、本年度は予算計上しておりません。税率改定による保険税増収により不要となっております。歳入合計は49億8355万9000円でございます。前年度より予算総額9712万7000円の減額となっております。

平成31年度は前年度に税率を改正したことにより、保険税の増収となり、一般会計からの財政安定化支援分、いわゆる赤字補填分が不要となりました。しかしながら、高齢化及び医療の高度化により1人当たりの保険給付費は年々増加しており、運営が厳しい状況に変わりはありません。財政の安定化を図るため、基金の積み立てを図り、健全な運営に努めてまいります。

以上によりまして、事業勘定予算は、歳入歳出予算それぞれ49億8355万9000円でございます。

次に、診療施設勘定会計予算についてご説明を申し上げます。ご説明の前に資料の5ページをごらんください。

土居診療所について、豊崎医師の退職に伴い、31年度から診療体制を見直すことになりました。野村病院の医師と若松医師による週3回の診療となる予定になっております。

予算書の59ページ、60ページをごらんください。歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額8533万1000円を予算計上いたしました。前年度より2260万5000円の減額となっております。主な理由としまして、惣川・遊子川出張診療の廃止と土居診療所の診療体制の見直しによるものでございます。

続きまして、61ページをごらんください。

2款医業費、1項医業費、1目医業費、本年度予算額6033万1000円を予算計上いたしました。前年度より881万4000円の減額でございます。主な理由としまして、惣川・遊子川出張診療所の廃止と各診療所の患者数の減少に伴う医薬材料費等の減額によるものでございます。

続きまして、61ページと62ページをごらんください。

5款公債費、1項公債費、2目利子、本年度予算額2万9000円を予算計上いたしました。

続きまして、62ページをごらんください。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額15万円を予算計上しました。

続きまして、57ページをごらんください。歳入をご説明いたします。

1款診療収入、2項外来収入、目の合計で本年度予算額1億178万5000円を予算計上いたしました。本年度より669万8000円の減額でございます。主な理由としまして、惣川・遊子川出張診療所の廃止と各診療所の患者数の減少に伴う診療収入の減少によるものでございます。

続きまして、2款使用料及び手数料、2項手数料、1目文書料、本年度予算額54万6000円を計上いたしました。前年度より16万円の減額でございます。

続きまして、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額3492万3000円を予算計上しました。前年度より1914万9000円の減額でございます。主な理由としまして、惣川・遊子川出張診療所の廃止と土居診療所の診療体制の見直しのものでございます。

続きまして、58ページをごらんください。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、本年度予算額509万4000円を予算計上しました。前年度より541万1000円の減額でございます。土居診療所へのへき地に係る特別調整交付金であります。歳入予算合計は1億4584万1000円でございます。前年度より予算総額3163万7000円の減額となっております。

これで診療施設勘定会計予算のご説明とさせていただきます。

以上で、議案第36号「平成31年度西予市国民健康保険特別会計予算」についてのご説明とさせていただきます。

○山本委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○菊池委員

提出していただいている資料に西予市国民健康保険特別会計歳入歳出の当初予算案総括表というのがあるんですけど、ここで高額医療費というのが通し番号④の3530万ですかね、予算が30年度から比べて増えとると。その理由として、前期高齢者70から74歳の被保険者の増加という見込みであるんですけど、これ前期、70から74歳ですが、これから、ちょうど団塊の世代の人がだんだん入ってきたということだと思うんですけどね。この人数を市の全体としてつかまれていますかね。この動向というか、30年、31年、来年どういふふうになるかというような人数的なものはつかんでないでしょうか。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時43分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前9時44分)

○松本市民課長

31年度の見込みとして3,111人、30年度が2,631人、29年度が2,440人、28年度が2,301人、団塊の世代言われたようにだんだん増加しているのが現状です。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

○中村敬治委員

ここに資料として出されておる歳出の分の通し番号が14番の出産育児一時金というのがありますが、これ条例で定めて、1件42万円とな

っておりますけれども、これは、支給を受ける立場からすると多いほうがいいんでしょうけれども、いろんな勘案からこうなるとるんだろうと思うんですけども、参考に、八幡浜とか大洲とか、宇和島、この近隣市がわかっておるようであれば参考として聞きたいのでお願いいたします。

○松本市民課長

金額は42万同額で、ただ出生は手持ちの資料というのはありませんので、ほぼ近隣でいうとやっぱり人数は、産まれる方は少ない、で西予市は全体200人程度生まれて、実際国保対象者が30名弱という感じで予算は計上しております。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

○中村一雅委員

歳入の6番、保険者努力支援分2023万4000円、これ概要としては保険者における医療費適正化の取り組みに対する交付金というふうになっておりますけれども、これはどういう、その根拠というか、金額はじかれるものっていうのは、これは最大努力してこうなのか、そこそこやっているのか、みたいなのがちょっとよくわからないんですけどね。詳細わかったら説明いただけますか。

○松本市民課長

担当係長野本係長が説明いたします。

○野本市民課係長

保険者努力支援制度については、ジェネリック差額の通知とか、糖尿病の重症化予防に取り組んでいるとか、あと医療費通知の医療費適正化に取り組んだ取り組みについて交付されるものです。これらの三者点数がありまして、ちょっと県内の資料がまた別にありますので、改めて後日提出させていただきます。

○山本委員長

後日また教えていただきたいと思います。

ほかございますでしょうか。

○源委員

今年度4月から県に移管されて、本来だったら決算のときに聞くべきだと思うんですが、1年弱にそろそろなると思っていますので、どのあたりが変わったのか、ほぼ変わってないんやったら、それでもうあれですし、事務事業される上で、何かこう変わったところとか、流れみたいなことあったらちょっとご説明願ったらと思います。

○松本市民課長

30年から県に統一されたんですけど、事務的にはほとんど変わりなく、逆に県にする報告自体が以前より多くなっています。逆に県から来る分は負担金という形で計算してくるんですけど、基礎資料自体は市が出さないといけないんで、その資料作成にかなり時間をとられているようです。

○源委員

都道府県に所管を移すというのは基本的には脆弱な財政基盤の安定化というのが一番の目的だと思いますけど、まだまだ事業が、制度変更が決まったわけじゃなくて、走りながら考えるみたいところが、最終的には、県内の保険料の統一というのが一つ目安にはなると思うんですけど、ご存じのとおり、かなりばらばら、隣町でも差が出てくるんですけど、そのあたりの見込み、できたらそのあたり検討いただければいいなというふうに思っています。

もう1点ですけど、一般会計からの繰出が診療所会計にしても本体部分に関しては、平成29年7月から国保改定されていると思うんで、その影響というのはよくわかるんですけども、事業勘定の分で1949万円減額となっているんですけども、これが、例えば、土居診療所、先ほど診療時間の変更というのが出ていました。こんだけやっぱり年間で2000万近く減るとするのは非常に大きな効果があったんじゃないかと思うんですが、今後、これがどれぐらいまで減ってくかというのは非常に興味があるというか、どうなるのかなというふうに気になるところなんですけれども、そのあたりについてちょっと教えていただければと思います。

○松本市民課長

土居診療所は今回から週3日ということで、診療体系が大幅に見直されます。今までというのは豊崎先生が常勤の医師ということで人件費がかなりかさんでいました。今回から野村病院の委託と一部若松先生の業務委託という形で、人件費がかなりかからなくなったのが主な原因となっております。

○山本委員長

ほか質疑はございませんでしょうか。

○中村一雅委員

何度か、惣川・遊子川出張診療所の閉鎖による減額というのは、歳入歳出ともにあったと思うん

ですけど、ざっくりでいいんですけど、どのぐらい閉じて節約できたという金額わかれば教えてください。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時51分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前9時52分)

○松本市民課長

単純に30年度当初予算に計上した分が、惣川診療所が495万9000円、遊子川出張診療所が85万4000円、歳出として計上しております。今年度はその費用が不要となっております。

○藤井生活福祉部長

単純に診療所だけで比べるとそうなのですが、巡回診療車が走っておりますので、その辺の経費を相殺すると、単純にさっき言った数字ではないのですが、とりあえず診療所が閉鎖したことだけでいくと、それぐらいの金額は要らなくなったというところですが。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時53分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前9時56分)

○松本市民課長

手持ちの資料がありませんので、後日資料を提出させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○山本委員長

ほか質疑はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

それでは、以上で質疑を終結といたします。

次に、議案第37号「平成31年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について担当課長の説明を求めます。

○松本市民課長

それでは、議案第37号「平成31年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、予算書に基づきご説明を申し上げます。

特別会計予算書の80ページをごらんください。歳入歳出予算事項別明細所でご説明させていただきます。まず歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額2165万5000円を予算計上いたしました。内訳としまして、職員給与費1506万8000円及

び、後期高齢者医療庶務事業658万7000円でございます。前年度より367万円の減額となっております。主な理由としまして、職員の育児休業に伴う職員給与費の減額によるものでございます。

続きまして、81ページをごらんください。

2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額182万2000円を予算計上いたしました。

続きまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額5億7932万9000円を予算計上いたしました。前年度より1494万5000円の減額であります。主な理由といたしまして、後期高齢者保険料の減額によるものでございます。

続きまして、3款保健事業費、1項後期高齢者健康診査事業費、1目後期高齢者健康診査事業費、本年度予算額1409万3000円を予算計上いたしました。健診受診者の減少により69万円の減額となっております。

続きまして、82ページをごらんください。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金50万円、2目還付加算金10万円、合計の60万円を予算計上いたしました。所得の構成等で発生する過年度の保険料還付金、還付加算金を被保険者に還付するもので、過年度にさかのぼるため予算計上するものであります。

続きまして、83ページをごらんください。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、今年度は10万円を予算計上いたしました。前年度と同額でございます。

歳出合計は6億1759万9000円で、前年度より1914万円の減額となります。これで歳出の説明とさせていただきます。

続きまして、77ページをごらんください。歳入のご説明をさせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料2億6005万4000円、2目普通徴収保険料9661万7000円、合計3億5667万1000円を予算計上いたしました。前年度より345万9000円の減額でございます。主な理由といたしまして、被保険者の減少によるものでございます。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料、本年度予算額3万円を予算計上いたしました。

続きまして、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金4204万8000円、2目保険基盤安定繰入金2億505万8000円、合計2億4710万6000円を予算計上しました。前年度より1518万5000円の減額でございます。主な理由としまして、システム機器更新に係る事務費の減額と保険料の軽減の減少に伴う基盤安定繰入金の減額によるものでございます。

続きまして、78ページをごらんください。

4款繰越金、1項繰越金、5款諸収入、1項延滞金及び過料、前年と同額を予算計上しております。

続きまして、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金50万円、2目還付加算金10万円、合計60万円を予算計上しました。前年度と同額です。保険料の還付に係る各広域連合からの歳入となります。

続きまして、3項預金利子、1目預金利子1,000円を予算計上しました。前年度と同額でございます。

続きまして、79ページをごらんください。

4項雑入、合計54万8000円を予算計上いたしました。内訳は、1目滞納処分費1,000円、2目雑入54万7000円です。54万7000円は、医療費適正化等推進事業で、平成31年度から実施いたします、高齢者の低栄養予防、重症化予防等の事業に係る広域連合から交付されるものでございます。

続きまして、5項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、本年度予算額1264万円を予算計上いたしました。前年度より104万2000円の減額でございます。後期高齢者の健康診査に係る費用について、広域連合より交付されるものでございます。

以上で、歳入のご説明とさせていただきます。歳入歳出予算はそれぞれ6億1759万9000円でございます。

以上で、議案第37号「平成31年度西予市後期高齢者医療特別会計」のご説明とさせていただきます。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

議案37号について、課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

○中村一雅委員

保険料収入の部分なんですけど、納付率とかわかかったら教えていただけますか。

○松本市民課長

ちょっと古いんですけど、平成30年10月18日現在で、収納率が西予市の場合は98.24%です。

○山本委員長

ほかございますか。

○源委員

直接予算と関係ない話なんで非常に恐縮なんですけれども、去年あたりから、よく後期高齢者医療と介護保険の一体的な取り組みというのが厚労省で審議をされております。現状についてお尋ねしたいんですけども、例えば、国保受けられる方だと健康づくり推進課で、特定健診だったりとか、いろんなことされていると思うんですけども、例えば、75歳になって後期高齢者になられた場合っていうのはそのあたりの健康づくりへの取り組みとかがあっていうのは、市としてどのような感じで行われているのか、まずお尋ねします。

○松本市民課長

後期高齢者被保険者も同じように75歳からは特定検診ということで、合わせて国保と合わせて健康診断を行っております。今年度31年度から、先ほどの説明いたしました事業として、低栄養価とか特定重症化予防の取り組みを来年度から一応取り組んでいく形になります。この分に対しては、全額広域連合からきますんで、市の持ち出しは要りませんので、今後そういう形で、高齢者に向けての取り組みを考えております。

○源委員

国保からいきなり後期高齢者になると、データ含めて県に行っちゃうんでなかなかだという話になってたかというふうに思っています。来年度、平成31年度新規事業が始まるということですので、よく介護保険と後期高齢者というふうに言われるんですけども、介護と国保の場合は、市で所管しているけど、後期高齢は基本的には県で、事業自体されているので、年齢とかじゃなくて健康格差を何たらかんたらっていうのが、いろいろ話題になっていると思うんですけども、新たな事業を始めた上で、やっぱり市民は何歳であろうと市民の方だと思いますので、そのあたりの取り組みをまた進めていただければと思います。

○松本市民課長

事業実施する健康づくり推進課とあわせて協議して、同じ市民ですので、国保、後期高齢、介護含めた形でトータル的に考えていきたいと思えます。

○山本委員長

ほか質疑はございませんか。

○中村敬治委員

77ページの督促手数料3万円というのがありますけれども、実際この督促というのは何件ぐらいあって、どういう実態なのかなと、どういうことを実行されているのかなということをお尋ねいたします。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時08分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前10時08分)

○松本市民課長

手持ちの資料がありませんので、1件100円なので、後日過去何年間分あわせて資料提出したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○山本委員長

後日のご報告をお願いします。

ほか質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

それでは、これより議案ごとに採決を行いたいと思います。

まず、議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」市民課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第34号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第34号「平成31年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号「平成31年度西予市国民健康保険特別会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としましては原案どおり可決することに決しました。

最後に議案37号について採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第37号「平成31年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時10分)

【環境衛生課】

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前10時20分)

次に、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」環境衛生課所管分を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○佐々木環境衛生課長

それでは議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」環境衛生課所管分について説明をさせていただきます。

まず歳入につきましては、本日配布しました資料にまとめておりますので、それに基づいて説明をさせていただきますと思います。

それでは配布資料の1ページをお開き願ったらと思います。1番左端に予算書のページ数を振っております。予算書は18、19ページということになります。

平成31年度の当課に係ます歳入予算の総額は1億1500万7000円となっております、その内訳は、節と当課予算額欄を読み上げいたしますが、保健衛生使用料が1477万円、予算書22ページになりますが、保健衛生手数料が140万8000円、同じく22ページの清掃手数料が7806万3000円、資料2ページに移りまして、予算書は31ページになります。

す。県支出金でございます。こちらの保健衛生費の委託金が9,000円。次に、予算書32ページになります。財産収入でございますが、市有地の貸付料が3万1000円、利子が2万円。次に、予算書が36ページになります。繰入金でございますが、田園ロマンの里づくり基金の繰入金が146万2000円。次に、41ページになります。こちら、諸収入でございますが、衛生費の雑入としまして、電気料が2万4000円と再資源売却の収入が922万円、合計で924万4000円となっております。

以上が歳入の分で、それぞれ充当先の事務事業に記載しておりますが、そちらに充当しております。

次に、歳出をご説明させていただきます。予算書は105ページをお開き願ったらと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費であります。平成31年度予算は9250万8000円となっており、平成30年度と比較しますと106万6000円の減額となります。右側の事業概要の4段目、浄化槽設置整備補助事業の1578万5000円は上下水道課の所管分であります。したがって、当課所管分の予算は、環境衛生庶務事業以下8事業と職員給与費の6856万2000円となります。職員給与費を除く8事業でございますが、平成30年度と比較しますと36万4000円の減額となっております。環境衛生費では従来どおりの事業で、増減につきましては事業精査が主なもので、この中でも新たな取り組みとしましては、上から六つ目の環境学習推進事業で、環境学習会とか出前講座等を行っておりますが、31年度に西予市衛生センターとどんぶり館と連携をして、環境フェアを開催する予定です。30年度も予定をしておりましたが、7月豪雨災害で調整がとれず中止としました。31年度に実施をしたいと考えております。その二つ下、田園ロマンの里づくり推進事業でございますが、事業費としては62万円の減額をしております。この辺につきましては、研修費とか、事業等の精査によって減額となりましたが、平成30年度西予市子ども教育振興基金の支援を受けまして、山口県周南市八代小学校と石城小学校との交流会等を実施しました。八代小学校においては、昔から地域、学校、行政が一体となってツルを貴重な地域資源として保全活動を展開しており、とてもいい学習の機会となっております。また30年度、その有害鳥獣用の防護さくや仮設観察小屋の設置なども取

り組みを行っております。31年度につきましては、新たな取り組みといたしまして、ツル・コウノトリ保全保護の長期計画の策定を予定しております。その費用としましては、報償費90万のうち、40万円が講師謝金として報償金に計上しております。あとにつきましては、通常業務で事業内容の精査等によつての減額ということになります。

続きまして、108ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目葬祭費ですが、平成31年度予算は2896万2000円となっており、平成30年度と比較しますと253万2000円の増額となっております。葬祭費においては、市営墓地管理運営事業のほか、4事業、各火葬場の施設となりますが、こちらの施設においても最も適切な管理運営を心がけ、業務に支障が生じることのないようにしなければならない施設でございます。中でも、火葬業務の管理運営事業は万全な執行を図るため、業務に伴う燃料費や委託費、また施設の保守点検、修繕費などの維持管理運営のための経費を計上させていただいております。この増額の理由としましては、前回の3月補正にも増額補正をお願いしましたが、火葬件数の増加や増加に伴う委託料の増加や燃料費の高騰等によるものでございます。

続きまして、予算書109ページをごらんください。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費であります。31年度予算は5億3940万円となっており、平成30年度と比較しますと1582万円の減額となっております。塵芥処理費におきましては、塵芥処理庶務事業のほか、13事業と職員給与費でありまして、減額の主な要因は、本年度の実績見込みに応じた予算計上によるものでございます。その中で、増額や減額が特に大きかったもの、主な事業としまして、3事業を説明させていただきます。

塵芥処理庶務事業でございますが、2127万2000円ですが、平成30年度と比べまして707万3000円増額をしております。増額の主な理由としましては、需用費の消耗品1979万9000円でありまして、市指定のごみ収集袋の作成を大が110万枚、中を75万枚、小を50万枚に増やしたものでございます。これは平成30年7月豪雨災害に伴いまして、ごみの収集袋が不足し、30年度も予算流用等を行いまして追加発注で何とか対応をしている

ところでございますが、発注から製作まで3カ月程度かかることから、在庫調整分として増やすものでございます。

続きまして、110ページでございます。可燃ごみ処理委託事業2億480万円であります。平成30年度と比べまして3186万2000円減額をしております。減額の理由としましては、八幡浜南環境センターで可燃ごみ焼却の委託費でございますが、3年ごとに見直しを行っております。31年度から33年度までの単価が2万5600円となりました。30年度までの費用から比較しますとトン当たり4,210円安くなっております。その関係でこの分が減額となっております。31年度の処理量としましては、約8,000トンを見込んでおります。

次に、埋立ごみ処理委託事業2475万円です。平成30年度と比べまして794万9000円増額をしております。増額の理由といたしましては、本年度の実績見込み等によるもので、その他プラスチックが埋立ごみにまわったため、ごみの量が増えましたので、その辺を考慮して増額予算としております。そのほかにつきましては、事務事業の精査ということで若干の増減がございます。

それでは予算書112ページをお開き願ったらと思います。

4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費でございます。平成31年度予算は1億4164万2000円となっております。平成30年度と比較しますと1705万4000円の増額となっております。右側の事業概要にありますとおり、西予市衛生センター施設の管理運営及び職員給与費に要する予算として計上するものでございます。増額の主な理由としましては、需用費6409万2000円計上をしておりますが、施設が稼働後3年目に入り、定期的な修繕、膜設備や計装設備、水処理設備等の定期的な修繕が必要ということで、修繕費を1942万円計上しております。この分の修繕費につきましては、30年度予算と比較しますと872万6000円の増となっております。予算書113ページになりますが、23節の償還金利子及び割引料の償還金1658万1000円を計上いたしております。これにつきましては、平成29年12月に会計検査がございました。その結果、造成工事において、純工事費から特殊製品費を減額しておらず、現場管理費の率を取扱要綱で定められた率で計算していなかったこと。交付対象面積が過大であったことを理由に、補助

金返還を命じられたものでございまして、返還額が確定したことによる予算計上でございます。あとの経費につきましては昨年同様ですが、実績見込み等により減額できるものを調整しております。

最後となりますが、予算書208ページをお開きください。

13款諸支出金、2項基金費、1目基金費で事業概要の一般廃棄物処理施設等の建設基金事業1万6000円と田園ロマンの里づくり基金事業5,000円です。基金事業の目的については、説明は省略させていただきますが、基金利子による積立金でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○山本委員長

佐々木課長の説明は終わりました。

これより質疑に移りたいと思います。質疑はございますか。

○中村敬治委員

2・3点お尋ねしたいんですけども、2ページの田園ロマンの里づくりの補助金の関係、活動補助金及びポンプ施設電気代等という書き方になっとんですけど、これはポンプ施設の電気代というのはどういう意味かなと思ひまして、ちょっとその辺詳しくというか、わかる範囲でお願いできたらと思いますが。

○佐々木環境衛生課長

ツルの池のほうで水を引き込みしておりますが、そこに水が溜められない場合に、このポンプを稼働して水を入れるということで、3月補正では、このポンプ施設を稼働しなかったということで、24万円減額をいただいておりますが、そういったことで水が不足というか、水がない場合にそのポンプを稼働するということで電気代を計上しているということでございます。

○中村敬治委員

その湛水というのは、どこへ入れるんでしょうかね、場所的に。その場所が今までどおりのところへ入れておるのか、どこなのか。水を入れると言いますが、簡単に水がとれるところなのか、今までのところは道路がついたんで、ちょっと無理だと思うんですけど、新しいところはどこなかなと。そこは簡単にポンプをつければ水がとれ

るような場所なのかどうかと思ひまして。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時38分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前10時38分)

○源環境衛生課係長

最初に、ポンプ代について質問があった件なんです、そのポンプ代というものは、ため池をツルがねぐらとして使うんですが、そのねぐらとして使う条件が、水がちょっとたまっている、その喫水面ですかね、水際のところにツルがねぐらとして使うものですので、満水になっているとツルはねぐらとして使えません。そのため、ツルがねぐらとして使うために、冬場において水を余りためないでほしいというような要望をしておりますので、それで長い間水をためなかった場合に、農繁期に使う時に水がないという場合、そういうときにポンプで水をくみ上げて、田んぼに水を送るために上げている予算でございます。したがって、水があるような状況になると要らなくなるという状況でございます。

それと、2点目の質問、湛水田の場所ですが、湛水田の場所は、山田地域においては、昨年と似たようなところでやっております、冬場はパイプラインを使っておりませんので、河川から水が引ける場所に限られておまして、湛水する場所も全ての場所が可能ということではなく、川の近く、例年と同じところしております。

○中村敬治委員

2点目ですけれども、112ページ、西予市衛生センター管理運営事業1億3100万とあるわけですが、ここのこの金額じゃないんですけど、この衛生センターのところはハザードマップで見ると洪水の時には湛水すると。水深はいろいろ取りようによってはありますけれども、かれこれ湛水するところになっておるんですが、ここはどんなんですか、施設として地下施設があったり、電気設備があったりすると思うんですが、湛水することによって機能ストップになる恐れはないんでしょうか。あるのであれば、その辺、対策はどういうように考えておられるのかなと思ひまして、まず、そこんところお尋ねします。

○大塚環境衛生課長補佐

ハザードマップで浸かるというような形ということで、ただ、これは会検のときもご説明させて

いただいたんですが、造成をしておりますので、今のハザードマップで見たら確かに浸かるような形になっているのですが、実際に造成をしておりますので、愛媛県の50年の周期の分で言いますと浸かることはありません。ただ、今回の災害等ではやはり大規模な想定外の水が出ましたので、少し危なかったなというところがございますが、あと地下に入りますと、機械類はやっぱり止まります。大洲市のし尿処理施設もそういった形で止まったということが現実でございますので、そういった対策は今後、考えていかなきゃならないかなと考えております。

○中村敬治委員

この衛生センターの造成に当たって、会計検査員から指摘があって返還を求められたということで、今回予算計上されておりますけれども、この辺もう少し詳しく、あつてはならないことなんでしようけれども、いろいろ補助金を有効に活用して、できるだけ広い敷地を有効活用しようと、特にどんぶり館が隣接しておるといふようなこともあつて、あそこに橋をかけて、有効活用しようということですから、市民の立場からすると特に問題はないんですけれども、役所におられる立場として、そういう会計検査員から指摘を受けるということは由々しきことなんですが、その辺もうちょっとわかりやすく、新聞記事にも出ておりましたけれども、ちょっとあれではわかりにくいのもう少しお願いします。

○大塚環境衛生課長補佐

今ほどのご質問でございますが、会検で償還金が発生をしたということで、細かい事情、先ほど課長からも、予算説明のときに、特殊製品費の計算の減額、また現場管理費の率の要綱での計算率の誤りということがございましたが、また面積なんです、この面積につきましては、事前に県を通じまして、工事前に環境省にお伺いをして、あそこの全面積を造成工事の対象にさせていただくということは、工事前にやっていたわけではございますが、会計検査員が29年12月に来られたときに、ほかの他市の事例と比較したときに、それは確認をされているらしいけれども、それはやはりおかしいということを申されまして、今回、それも含めて償還という形になったわけでございます。

○中村敬治委員

会計検査院というのは単に金を返せばそれで済むという場合もありますけれども、それは割合少なく、金額も大きいとそれなりに追加の処分があとついてくることが多いんですけれども、担当者の処分とか、あるいはいろんな形で処分を求めてくるというようなことがあるわけですが、今回、こういうような事案について、会計検査員から何か具体的に、今後あるのかもしれませんが、通常よくあることなんですけど、そういう事例があれば、わかる範囲で説明願ったらと思います。

○佐々木環境衛生課長

会計検査との中では、造成工事の中で、今のどんぶり館横にある駐車場と芝生の広場のところは、施設とは、要は、ちょっと施設の敷地内までは認められないよっていうところがありまして、そこをずっとやりとりを1年ちょっとやってきて、そこで額の確定ということで、会計検査院から通知が来ました。それに対して、そのほかどうこう言ったようなことで、ほかに影響があるということとはございません。要はその返還額を国へ返納してくださいということで通知をいただいております。

○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。

○菊池委員

予算書105ページの自動車常時騒音監視事業81万4000円というのがあるんですけど、これはどんな事業なんですか、ちょっと説明をお願いします。

○佐々木環境衛生課長

この自動車騒音常時監視事業につきましては、騒音規制法の第18条の規定に基づく法定受託事務でございます。環境省通知の自動車騒音常時監視マニュアルにのっとりまして、自動車騒音の状況を調査して把握することとなっております。

平成29年度は、県道29号線宇和野村線、30年度は、国道56号線の2地点を調査しております。市内の国道441とか、県道26とか56とか、その辺の主要な道路において、自動車が走る騒音の調査を行いまして、その影響を調べているというような基礎資料になります。

○菊池委員

今の説明では、そしたら56号線とかで、この調査は何回かやるんですか、1回だけなんですか。

か。

○佐々木環境衛生課長

5地区を回しております、年に1回調査を行っております。

○菊池委員

わかりました。もう一つ、109ページ、不法投棄対策事業37万5000円というのがあるんですが、私らも山のほう車で行きますと、その道路わきに冷蔵庫とかテレビが放置されております。完全に不法投棄です。その山の持ち主の人ではないみたいなんです、どうも聞いてみると。同じ冷蔵庫が3台も4台もあるということは、その人ではない、やっぱりまとめて捨てたんじゃないかなというような疑いがあるんですけど。この事業37万5000円の使い道とかちょっと説明願えますか。

○佐々木環境衛生課長

この不法投棄対策事業でございますが、不法投棄されたテレビとか冷蔵庫などの廃家電等につきましては、それぞれ家電4品目の処理手数料が必要となってきます。不法投棄されたものを市で処分をしますので、そちらの処分費用と不法投棄の防止看板等の購入費としてこの予算を計上しております。

○菊池委員

不法投棄をなくしていくための一つの手だてとして防止看板あるんですけど、その他で何かこう減らしていく上での手段は何か考えておられますか。またはやっていることがありますでしょうか。

○佐々木環境衛生課長

その他、県から監視カメラ等の借入れをしまして、30年度は宇和高山線に設置をして、そういった状況を確認しているという状況でございます。

○菊池委員

監視カメラ、今非常に有効なような気がしますけど、効果はどうか。何か30年度の効果わかりますか。

○中村環境衛生課係長

30年度、毎月パトロールをいたしまして、カメラ設置付近の現場の写真を撮ってきました。一度不法投棄対策でゴミを撤去したんですが、その後、ゴミは少なくなっておると確認しております。そういったことで効果があるものと確認しております。

○菊池委員

今監視カメラは、非常に有効やと思います。宇和高山線以外のところでも、順次考えていただきたいというふうに思います。これ要望です。

○山本委員長

ほかに質疑はありますか。

○竹崎委員

予算書の105ページです。環境学習推進事業。このことを30年度予定していたが流れて、31年度にフェアを実施予定と聞きました。この詳細ちょっと聞きたいんですが、わかる範囲でお願いいたします。

○源環境衛生課係長

環境フェアですが、野村町役場時代からやっております。廃油せっけんとか、EM菌とか、川をきれいにしたりとか、そういうような自然環境をよくしていこうというような流れで毎年やっているものであります。それが合併してからも同じように引き続いておりまして、そういう小さな市民活動だけでなく、最近はずルヤコウノトリを守っていこう、守ることが自然を守ることにつながるといような生物多様性に関することについても、引き続いて、そういう部分についてもやっております。

30年度においては、どんぶり館とみずすまし、衛生センターができましたので、一緒になって、また廃油石けんとか小さな市民の方々がやっている環境をよくしようというようなイベントを一緒にやるとどんぶり館の売り上げが上がったり、衛生センターの市民の認知度が上がったりということ考えておりましたが、豪雨災害の関係で、見合わせておりました。

31年度においては、そういう観点から、市民の方々と衛生センターの広場を使って、いろんなブースをつくってやっていきたいと。また、衛生センターの見学もあわせて同時にやって、市民の方に知っていただくというような、そういうイベントを予定しております。

○竹崎委員

ありがとうございました。趣旨はよくわかりましたが、参加範囲、タイアップの範囲、平成の初めに、文科省が打ち出した環境教育、これらの関係とあるんなら、例えば、義務教育との繋がり、この辺あたりあらゆる想定した範囲なのか、金額にしたら16万6000円、少し少な過ぎるので、ちょ

っと不安なんですけど、同じやるんならということなので、もう少しその発展的な考え方、どう捉えられているかっていうことを拡大範囲です、その範囲の。その辺あたりをもう一度お尋ねします。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時56分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前10時57分)

○藤井生活福祉部長

環境フェアの対象につきましては、過去から市民全員を対象にしておりますので、学校とかも含めて対象とさせていただいておりますので、そこはイベントの内容にもよってはくるかもしれませんが、一応全員対象ということで広めておりますので、また内容につきましては、よく精査をして当日までに検討したいというふうに思っております。

○竹崎委員

よくわかりました。できましたら、将来を担う子どもたちにもかかわれるように学校教育でいう環境教育とのかかわりを踏まえていただいて、実施時期等を勘案していただいたら、よりありがたいなと思います。

○山本委員長

ほか質疑はございますか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時58分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前11時04分)

ほかに質疑はございませんでしょうか。

○井関副委員長

ごみ袋について少しお尋ねしたいんですが、ここにいただいている資料を見ますと、40円のやつで34.1円ということですかね、要は5円90銭は実費としていって34円が西予市に入ってくるということではないですかね、これは。

○佐々木環境衛生課長

その通りでございます。

○井関副委員長

ことは増量をするということで、経費も上がるということでしたが、この5円なにがしかの袋なんですけども、最近よく破れやすくていけないということを市民の方から言われていけないんですけども、業者は一つの業者になっているんでしょうか。どうなんでしょう、つくられて

いる業者。

○佐々木環境衛生課長

この分につきましては、例年入札をかけております。毎年最低価格者に発注をいたしております。30年度におきましては、中国で製造をして、こちらへ入れているという状況でして、若干そのごみ袋が破れやすいついていう苦情も聞いておりますので、その辺を31年度の入札の中の仕様書の中で、そういったところでしっかりしたものをつくるよう仕様書を考えていきたいと思っております。

○山本委員長

質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

ないようですので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」環境衛生課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時07分)

【健康づくり推進課】

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前11時14分)

次に、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」健康づくり推進課所管分を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○沖村健康づくり推進課長

それでは、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」のうち、健康づくり推進課所管分の当初予算につきまして、予算書に基づきご説明申し上げます。

初めに、歳入につきましては、タブレット端末に説明資料を事前に配信をさせていただきましたので、簡単に説明をさせていただきます。

今年度、大きな変更がございますのは、予算書は24ページになりますが、13款2項2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費国庫補助金で、感染症予防事業費等国庫補助金539万2000円は、予防接種

事業における新規緊急風疹抗体検査事業の補助金であります。

また、予算書は36ページになりますが、17款2項32目ふるさと応援基金繰入金から、357万6000円を災害時保健医療対策事業の財源の一部として繰り入れをいたします。このほか、使用料や雑入、市債については、例年と比べ大きな変化はございません。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、保健衛生総務費15事業、予防費9事業、保健衛生施設管理費1事業、精神衛生費1事業、母子衛生費6事業の合計32事業です。それでは、予算書102ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましては3億1313万3333万3000円を計上いたしました。このうち、本課に係る予算は6770万3000円で、事業概要のうち、診療所勘定繰出事業及び職員給与費を除く15事業が対象となります。保健衛生総務費の前年度当初予算に対し1338万5000円の増額となっております。まず、事業概要、八幡浜地区施設事務組合負担金事業900万3000円、在宅当番医制運営委託事業753万7000円、病院群輪番制病院運営事業850万1000円、小児在宅当番医運営事業122万8000円は、市内の休日当番医や広域で行う救急事業等であります。次に、公用車管理事業299万円は、本庁及び各支所の健康保険用の公用車12台分の維持管理経費及び軽自動車1台の更新費用を含んでおります。次に、温泉巡回バス事業388万5000円は、市内の温浴施設を回り、市民の健康増進を図る事業でございます。保健衛生庶務事業1244万2000円は、本庁、支所における臨時職員の賃金及び社会保険料、事務用消耗品等を計上しております。また、今年度から取り入れました保健医療分野でのタブレット活用に係る通信料114万9000円が増額となっております。次に、明浜、宇和、野村、三瓶の各保健センター管理運営事業は、合計355万5000円となり、健康保険拠点施設の維持管理に係る経費でございます。次に、医療対策事務事業33万7000円は、地域医療対策検討委員会を初め、市立病院改革推進委員会、移動診療車運営評価委員会、診療所運営検討委員会等の委員報酬及び費用弁償等です。次に、巡回診療車運営事業902万5000円は、昨年8月から運行開

始した、惣川・遊子川地区への巡回車診療に係る経費を、診療車を運用する野村病院へ負担金として支払うものでございます。この事業は、市民課から所管替えを行いました。次に、旧国保診療所等維持管理事業396万5000円は、明浜、城川、三瓶支所所管の旧国保診療所を適切に維持管理するための経費でございます。

103ページをお開きください。

同じく事業概要で、災害時保健医療対策事業523万5000円は新規事業で、南海トラフ地震津波被害を見据え、発災後、市内に救護所を開設し、市民への救護活動を行うため、救護所開設に必要な医薬品及び発電機等の備品を整備していくものでございます。最後の職員給与費については説明を省略させていただきます。

104ページをお開きください。

2目予防費は、前年度比1072万6000円の増となっておりますが、事業数は前年と変わりません。予防費の9事業について説明いたします。予防接種事業1億937万7000円は、前年度9680万円であり、1257万7000円の増となっておりますが、これは、平成31年度に新たに追加される風疹予防対策にかかる予防接種費用分の増額で、他の予防接種については、数年間の実績に基づき精査をして、おおむね今年度と同額となっております。今年度、全国的に流行している風疹の対策については、このたび国が方針を示し、予防接種に基づく定期接種に対しまして、3年間、全国において原則無料で抗体検査、定期接種を行います。特に、抗体検査対象者は、抗体保有率の低い39歳から56歳の男性であり、市内3,900人弱のうち、年代別に3カ年に分け、事業を進めてまいります。次に、長寿社会づくり事業55万円は、長寿社会づくりソフト事業費交付金を活用して、高齢社会対策推進のための人材養成を行うものでございます。次に、健康づくり推進協議会事業11万7000円は、年2回実施する同協議会委員の報奨金です。次に、保健推進員事業346万3000円は、市内各地域に配置いたしました推進員371人分の報償金でございます。次に、食生活改善推進事業50万円は、市食生活改善推進協議会にかかる補助金でございます。次に、がん検診等事業6117万円は、30年度は6307万9000円で、前年度比190万9000円の減額としておりますが、ここ数年の検診実績を勘案し、精査を行った結果でございます。次に、保健

活動研修事業29万5000円は、保健師、栄養士等のスキルアップのための研修会参加費に係る旅費等です。次に、健康増進事業314万7000円は、前年度比70万9000円の減としておりますが、ここ数年の検診実績を勘案し、精査を行ったものであります。健康増進対策事業78万9000円は、健康づくり推進計画が32年度に中間評価を迎えることから、31年度にアンケート実施などの評価に必要な経費を計上いたしました。なお、計画に準じて本年度から健康づくりポイント制を導入し、市民に健康づくりへの関心を高める取り組みを進めてまいります。

105ページをお開き願います。

3目保健衛生施設管理費、クアテルメ宝泉坊管理運営事業2360万7000円は、施設指定管理者である、株式会社城川ファクトリーへの施設設備管理委託料です。30年度委託料は2576万2000円で、215万5000円の減額となります。今年度消費税の関係で、電気料金が上がることなども予想されますが、日ごろの施設維持管理を指定管理者の努力により、委託料の削減に努めるものでございます。クアテルメは現在、昨年7月豪雨被災後の復旧工事を進めており、4月後半、大型連休前の再開を目指しております。

107ページをお開き願います。

5目精神衛生費、精神保健事業106万2000円は、前年度比100万1000円の減額でございます。30年度は県補助事業である地域自殺対策強化事業を活用し、自殺対策計画の年度内策定を目標に進めておりましたが、7月豪雨災害の影響を受け、やむを得ず計画策定を31年9月末に延期することといたしました。31年度は引き続き、補助事業を継続し、計画策定事業及びうつスクリーニング、地域の指導的立場の方々やゲートキーパーを対象に研修会を実施することとしております。

108ページをお開き願います。

6目母子衛生費は6事業からなります。そのうち、妊婦健診事業においては2021万9000円で、前年度比7万8000円の増額は、健診単価の変更及び消費税の引き上げ等を勘案したものでございます。次に、母子保健訪問指導事業4万8000円及び、食育事業54万8000円は、おおむね30年度と変更はございません。次に、特定不妊治療助成事業240万6000円は、前年度比20万円の減額としております。平成28年度からの事業でございますが、

平成30年度は周知が進んだ結果と思いますが、申請件数が少し増加しております。計上額は、この2年間の実績を勘案し精査したものでございます。次に、母子相談教育事業69万5000円、乳幼児健診事業688万6000円は、30年度が598万3000円で、90万3000円の増額となっております。これは主として、健診委託料の増額分で、健診を委託する雇上げ保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士等の委託料単価を近隣市町の水準に上げたこと、及び、昨年9月から始まった新生児聴覚健診が、半年分から1年分に切り替わったためでございます。

以上、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」健康づくり推進課所管分の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いをいたします。

○山本委員長

沖村課長の説明は終わりました。

ただいまより質疑に移りたいと思います。質疑はございますか。

○中村敬治委員

103ページなんですが、事業概要で災害時保健医療対策事業費523万5000円とあるわけですが、先ほどの説明では、新規事業で救護所の設置費と医薬品や発電機の購入と言われておりますが、これらについてはこれ1回で終わるわけではない、何カ年か継続して計画的に購入して、それぞれの適正なところへ配置していかれるんじゃないかと想定するわけですが、こういう事業について、何カ年ぐらゐの継続事業として、どの程度全体計画などがあるのであれば、その辺説明願いたいのと、そういうものは当然全体計画の中で、どこで保管して、どの程度の量を目標としていこうとされているのか、そういう初年度になりますが、わかる範囲で説明願ったらと思います。

○沖村健康づくり推進課長

今回、医薬材料費、そして備品等の購入を考慮しておりますが、医薬品等に関しましては、病院で保管をいただいて、それを必要なだけ、保管いただいたもので使われたものだけ補填していくというような形をとるようにいたしております。ですから、非常に最小限の使用期限の薬品等はありませんけれども、極力持ち出しが少ないような形で進めてまいりたいと思っております。

それと救護所については、市内で12カ所の救護

所を今予定しております。今回、発電機等につきましては、そのうち六つの救護所に購入を考慮しておりますけれども、救護所には、医師、看護師等の人員も必要で、それらを考えると、ひとまず6台程度で何とか対応ができるんじゃないかというふうに考えております。それで、今のところ救護所12カ所の内訳ですが、明浜2、宇和2、野村3、城川2、三瓶3というような振り分けをしておるんですけども、この保管場所は各支所等に保管をして、もし有事の際には、それぞれ担当職員をつけますので、担当職員がその救護所まで医師をお連れすることと、こういった物資を持っていくというような形を取らしていただきたいと思っております。管理ができるところで備品等は保管をしておきたいと思っております。

○山本委員長

ことし初年度で何年ぐらゐの計画なのかという質問やっただんですが。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時35分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前11時36分)

○河野医療対策室長

この計画につきましては、まず医薬材料については、両市立病院で流通備蓄をさせていただきます。病院で使わない使用期限が来た薬品については補充をする形にしておりますので、単年度、31年度で医薬品についても、その他資機材についても、大方のものはそろえる計画であります。なので32年以降については、不足分だけを補充するという形で進めていきたいと思っておりますので、計画的なものは何年計画という計画ではなく、31年度に大方のものはそろえておきたいというふうに考えております。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

○中村一雅委員

102ページ、巡回診療車運営事業902万5000円についてお尋ねします。これは野村病院が運営主体となっていると思っておりますけれども、野村病院の先生や看護師の方が移動診療車に乗って、巡回される。その人件費もこの902万5000円の中に入っていますか。この内訳を少し教えていただきたい。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時38分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前11時39分)

○沖村健康づくり推進課長

その費用の中には、人件費、医薬材料費、それから、移動診療車の維持費、医療機器等の保守料、消耗品等の諸経費等が含まれてございます。

○中村一雅委員

人件費が含まれているということは、お医者様や看護師あるいは事務員3人で回るということでしたけれども、野村病院の中で、移動診療車にかかわる業務については、非常に細かいこと言うんだけれども、時給換算みたいなことになっているんでしょうかね。そうではなくて、ざっくり野村病院としてはお医者様を年間こういう金額で契約していて、その中に巡回診療車に乗ってねという業務も含まれていると。だから内訳としては余り出ないみたいなことになるんでしょうか。非常に細かいことを聞いて申しわけないんだけど、要は、聞きたいのは惣川・遊子川診療所、国保の診療所を廃止して、代替診療として巡回診療車を導入したという経緯があっように記憶してございますので、それにかかわる財政のバランスっていうんですか、そういうことがどうなっているのかを知りたかったのです。

○沖村健康づくり推進課長

ただいまの費用対効果といいますか、この件につきましては、まだ現在、決算が出ておりませんので、また、これは改めての機会をお願いをさせていただきますと思います。

○中村一雅委員

了解しました。

もう1点、評価委員会というものが設立されて、去年の8月導入以降、ある程度評価っていうか、利用者の声みたいなものも拾い上げられているのかなと思ったりしますけれども、そういうところの反響がどんな感じなのか教えてください。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時42分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前11時42分)

先ほどの中村一雅委員の質問に答弁をお願いします。

○沖村健康づくり推進課長

巡回診療車の評価委員会の中でも説明をさせていただきましたけれども、結果といたしまして、やはり車の中ということで、非常に中の狭いとい

うようなこととか、薬等については、事前に問い合わせして、病院の処方箋として持っていきますので、迅速に取り扱いができるというような評価もいただいております。ただ、薬が変わったりしますと、後日の送付というようなことになりますので、そういった負担を持たれる方がいらっしゃると思います。それから待合室については、公民館のロビーを利用しておりますけれども、特に、インフルエンザ等の感染が広がった時期などについては、別室を用意するなどの意見をいただいたりしますので、これについては、マスクだとか、出資消毒液などを準備して対応しているところでございます。ほぼ70歳以上の方が利用されておりますので、これから安心して診療を受けていただくということで、今のところ、うまくつかえているのではないのかと考えているところであります。これからもまたいろいろ意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

○竹崎委員

先ほど104ページの2目予防費の中でのがん検診等事業について説明がありました。約119万減という説明があったと思うんですが、その辺の詳細をもう少し教えてください。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時45分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前11時46分)

○沖村健康づくり推進課長

毎年見込みを立てて出しますけれども、平成29年度につきましては2万4240人、それから、30年度に2万3435人と見込んでおりましたが、やはり実績と少しかけ離れているということで31年度は2万710人を受診の見込みというふうにしていただいております。

○竹崎委員

見込みの数字はわかったんですが、実数を知りたかったわけですね。それは、29、30年はまだわからないかな、29年わかっていたら2万4200人に対して、実数はどのくらいだったのか。

そして、できれば、がん検診のうちのバリウムの予想した見込みの数に対して実数を知りたいわけですね。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時48分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前11時49分)

○沖村健康づくり推進課長

ただいまの報告、後ほど報告させていただきたく存じます。

○竹崎委員

ありがとうございます。後ほどで結構です。ただ一番言いたかったことは、バリウムを嫌がる地域の人が結構増えていて、将来的には、やはり胃カメラ等のほうに切りかえていくべきではないかと思われるわけです。その辺の今後の展望もお聞きしたかったので、また、それをひっくるめてまた後ほど報告ください。

○山本委員長

後ほどまたお願いいたします。ほかに質疑はございませんか。

○井関副委員長

同じく予防費の中で、健康づくりポイント制度を導入されたということでしたが、少し説明をお願いいたします。

○沖村健康づくり推進課長

健康ポイント制についてご説明申し上げます。健康ポイントというのは、市民の健康づくり推進のためにインセンティブを提供する制度、事業のことです。参加する市民が健康づくりのために健診を受けたり、教室に参加したりと、自分で運動したりと、そういうことをすることでポイントをもたらえるという仕組みで、導入する自治体が近年増えているところであります。健康無関心層の行動変容を促し、健康づくりに誘導するための施策とお考えいただければと思います。特に、その対象となる方々は、ふだん運動する習慣がない、自分自身の健康に余り関心を持たない人々のことを対象とさせていただけたらと思っております。このポイントは、貯めることによって、景品やクーポンなどの特典と交換できるというような仕組みをつくって、ご本人がやってみようという動機付けになればいいというふうに考えております。

○井関副委員長

具体的には、教室とか運動とか、どういうものってというのはまだ決まってないということですか。

○沖村健康づくり推進課長

これは大変いろんな考え方があろうかと思いま

す。自治体の中では、例えば、講演会に参加するとか、そういったものも含んでいるところもございます。今回、例えば、方法といたしますと参加型、健診の受診やスポーツ教室への参加、それからウォーキングやジョギングを行った回数や距離、体重、血圧、食事などの記録を継続するようなこと、健診の検査数値の改善、減量など、このような方法が考えられます。今回は、特に、特定健診やがん検診、歯科検診、それから、保健指導への参加、健康教室や介護予防教室等、健康イベントへの参加、そして、例えば、自分が目標を立てて健康づくりに取り組んだり、現在、健康づくり計画がございしますが、それに沿ったような内容、例えば、野菜をたくさん食べるとか、禁煙に取り組む、今より多く歩くなど、このような内容を考えているところでございます。31年度はひとまず試行期間として、成り行きを見きわめながら、今後につないでいけたらというふうに考えております。

○井関副委員長

今の中で自分の運動した記録とかいうのをとっていったらということだったんですが、以前野村町でもまだ、パソコンがXPの時代に記録をとりよった時代があったんですけど、もうパソコンが更新できないということで、それがその後中止になったというところがあるんですが、そういうことを、もう1回始めるということも考えておられるんですか。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時54分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午前11時55分)

○佐々木保健師長

LINEなど、IT活用でいろいろ考えている市町もあるみたいなんですが、うちのほうは高齢者、対象を19歳以上の西予市民に考えておりますので、もう本当にラジオ体操にスタンプを押してもらおうようなイメージと、まずそこから始めようということにしております。

先ほど課長が申しましたように、特定健診、がん検診の受診率向上ということで、そういう健診を受けていただいて、その後、保健指導や健康教室、そういう健康関係のイベントとか献血なんかに参加してもらったら、ポイントがゲットできる。先ほど申しましたように、自分なりの目標、

禁煙に取り組むということにしたらポイントが貯まってくっていくことを考えております。

それと、皆さん関心があるのは景品だと思っておりますが、そのポイントを貯めたら何の景品がとれるかっていうことで、そのあたりも関心のあるところだと思っておりますが、これもいろいろ検討しまして、温泉券であったり、スポーツジムの利用券であったりってところがあるんですけども、健康課題として高血圧と糖尿ということが西予市の健康課題として上がっておりますので、まず、来年度に関しては、今検討しているのは、減塩食品と自然派の甘味料ってのがありますので、ノンオイルドレッシングや減塩出汁、その自然派の甘味料を、そのポイントを貯めた人が持って来てもらったら、その商品と交換するっていうふうなことを考えております。

○井関副委員長

ぜひ健康に皆さんが興味を持つような方向性でぜひ取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

○山本委員長

ほか質疑はございませんか。

○源委員

予防接種事業のうち、風疹が来年度から39歳から54歳を対象に始まるかと思っております。対象人数については約3,007名ということで先ほど説明いただいたと思うんですが、もう少し詳しく3カ年に分けて、年代別に分けて行うという予定だったと思うんですが、要は年下から始めるのか、年上のほうから始めるのか、そのあたりについてちょっとご説明をまずお願いします。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時58分)

○山本委員長

再開いたします。(再開 午前11時58分)

○亀岡健康づくり推進課長補佐

予防接種事業についてですが、風疹について、これ一番の対策は、妊娠をされている女性にうつさないようにということで、31年度は若い方からということで、平成31年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日まで、市内で1,520名程度おられるんですが、若い世代から始まってくようになっております。また、2年度目からについては、まだ決定しておりません。

○源委員

今亀岡補佐から、特に妊娠中の女性への影響が非常に大きいということではなっておりますので、非常によくわかるんですが、1点心配しているのが、風疹大流行しているかのごとくはなっておりますけど、実を言うと東京、大阪、福岡止まりで、県内ほとんど出てないんですよ。ただ、別に県内だけであれ何で、一番心配しているのは、無料で受けられるのに受けない人が多いんじゃないかということではなっておりますので、恐らく周知の方法になるのは、対象者に対しての郵送的なことで対応されると思うんですが、せっかくの事業ですので、100%はなかなか難しいとは思いますが、できる限りやはり周りに風疹患者がいなくて、正直他人事のような感覚あると思いますし、私は来たらすぐ受けに行こうと思っておりますので、31年度に。含めて1年間かけてになると思うんですが、ぜひ接種率の、できれば100を目指してやっていただければと思いますので、これあの希望というか要望になりますので、以上とさせていただきます。

○山本委員長

それではほかございませんでしょうか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後0時00分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後0時01分)

質疑は以上でないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

それでは以上で、質疑を終結いたします。お諮りをいたします。

議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」健康づくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会といたしましては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後0時01分)

【福祉事務所】

【福祉課】

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後0時57分)

次に、議案第7号「西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定につい

て」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○上中福祉課長

それでは、議案第7号「西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」ご説明申し上げます。

今回の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成30年6月27日に公布され、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が平成31年4月1日に施行されることになりました。このことによりまして、災害援護資金の貸付けについて、経済情勢の変化により、市中金利を受け、市が災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とし、市の政策判断に基づいて、低い利率での貸付けが可能となり、被災者ニーズに応じた貸付けが実施できるようになりました。

また、災害援護資金については、平成30年地方分権改革に関する提案募集において、月賦払いによる提案等もあったことに加えまして、東日本大震災時の特例により、保証人がいない場合であっても、貸付けが認められたことを踏まえ、所要の改正を行った災害弔慰金の支給等に関する法律、施行令の一部を改正する政令が平成31年1月30日に交付され、平成31年4月1日に施行されることとなりました。

本市におきましても、平成30年7月豪雨災害時に、保証人の選定に苦慮された例もありまして、申請までに時間を要したことから、西予市災害弔慰金等の支給に関する条例の一部を改正し、今後の災害対応に備えるものでございます。タブレットに配信させていただいております「西予市災害弔慰金の支給等に関する条例」平成16年西予市条例第14号の新旧対照表をごらんいただいたらと思います。朱書き部分が改正点でして、内容としましては、第15条第3項に定められた、令第8号に規定された、保証人について削除し、条例において災害援護資金の貸付けを受けようとする場合に、保証人を立てる、保証人を立てないの2者選択制として、保証人を立てた場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、年3%とした利率を、年3%以内と規則で定める率とするものでございます。

また、償還方法につきましては、年賦償還、ま

たは半年賦償還に加えまして、月賦償還も選択肢に加えるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○山本委員長

上中課長の説明は終わりました。

これより質疑に移りたいと思います。質疑はございますか。

○菊池委員

保証人というのがありますけど、この保証人の条件というのがあると思うんですけど、教えてください。

○上中福祉課長

保証人の制限についてなんですが、西予市に住民票を、西予市に居住する、住民基本台帳を有するものとしまして、所得制限もかかっております。

○山本委員長

上中課長、もうちょっと詳しく所得制限等わかりましたらお願いします。

○長野福祉課長補佐

保証人についてご説明いたします。保証人につきましては、課税世帯で所得がある方が対象となります。

○山本委員長

ほか質疑はございますか。

○中村敬治委員

この改正後ということで案として出ておりますが、保証人を立てない場合は、年3%ですかね、延滞の場合を除き年3%以内、規則で定める率とすると。3%というのはえらい高いような気がするわけですがけれども、西予市の条例が特に高いわけではないと、この周辺の自治体と比べても高いわけではないのかもしれませんが、周辺自治体はどがいなことになりよるのか、この以内で、規則で定めるというのは、当然この条例改正ですから規則もう既に腹案があると思うんですよ。その辺もうちょっと、市民としては借りやすい利率、そしてその規則で定める率ということで、以内となっておりますので無利子ということも可能ののかなと思うわけですがけれども、その辺、もう少しわかりやすく、その規則というものが簡単に説明できるようにであれば説明願ったらと思います。

○上中福祉課長

利率の件についてのご質問であったんですが、こういう災害になりますと、かなり広域な災害になってまいります。今回の豪雨災害も同様でして、そういうこともありまして、宇和島市、八幡浜市と歩調を合わせ形で今調整を図っております、規則に定める率としましては、基本的に1.5%を基準として3市で調整を図っているところでございます。

○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。

○源委員

次の当初予算の中であれば別に問題ないんですが、災害援護資金っていうのは当初に載ってないと思うんです。ちょっとそれだけ先に確認したいと思うんですが。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時06分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後1時07分)

○上中福祉課長

災害援護資金の貸付けにつきましては、今回の災害発生によりまして6件、貸付金額にしまして、1080万円の実績となっております。

○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

質疑がないようですので、以上で質疑を終結とさせていただきます。

お諮りをいたします。

議案第7号「西予市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としましては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」福祉課所管分を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○上中福祉課長

それでは、議案第33号「平成31年度西予市一般会計当初予算」のうち、福祉課所管分について、予算書に基づきご説明させていただきます。

歳入につきましては、事前にタブレットにデー

タ配信をさしていただいております、委員会説明資料歳入に補助率なども記載させていただいておりますので、時間の都合上、説明を割愛させていただきます。

また、福祉課所管の全事務事業におきましては、福祉課所管事務事業の歳出に、事務事業の内容を掲載させていただいておりますので、主だった事業のみにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、予算書の82ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますが、平成31年度予算は7億6638万7000円となっております。前年度と比較しますと4051万7000円の減額となっておりますが、事業概要のうち、市民課所管分であります、国民健康保険特別会計事業勘定繰出事業4億7968万1000円を除きますと、社会福祉総務費は、本年度予算額は2億8670万6000円となり、前年度と比較しますと194万9000円の増額となります。増額の要因といたしましては、職員給与によるものが主なものとなります。

主な事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、民生児童委員活動推進事業2323万6000円でございますが、皆さんご承知のとおり、民生児童委員は民生児童委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員で、任期は3年となっております。本年が一斉改選の年となりまして、現民生児童委員さんの任期は、平成31年11月30日までとなります。民生児童委員は無報酬によるボランティアという活動形態をとっておりまして、本市でも委員164名の皆さんが、住民の立場に立って、担当地域における相談に応じ、訪問などによる実態の把握や見守り活動など、支援を必要とする住民と社会福祉協議会などの関係機関を結ぶパイプ役として大きな役割を担っていただいております。予算としましては、委員の継続的な活動に対し、交通費などの費用として、1人あたり年間13万2800円、地区会長におかれましては、14万4800円を費用弁償として計上をさせていただいております。

事情概要の2行目となりますが、更生保護支援事業102万6000円でございますが、保護司法に基づいて組織された西予地区保護司会及び更生保護ボランティア団体である西予地区更生保護女性の

会の活動を支援するものでございます。3月3日現在、西予市内で38名の保護司の皆さんがご活躍をいただいております。更生保護女性会は182名の方が活動をしていただいております。内訳を申しますと、明浜町3名、宇和町68名、野村63名、城川39名、三瓶9名となっております。

続きまして、事業概要の3行目ですが、社会福祉協議会運営事業としまして6863万円でございますが、社会福祉協議会は社会福祉法において、地域福祉を推進する中の中心的団体として明確に位置づけられております。この社会福祉協議会が行う地域福祉事業に対しまして、補助金を交付するものでして、西予市社会福祉協議会の運営に係る人件費、事務費、事業費の一部を補助しております。前年度対比で37万5000円の増額となっております。

続きまして、83ページをごらんいただいたらと思います。

事業概要のうち、1行目になりますが、援護事務事業222万1000円でございますが、市内の5支部の遺族会組織からなる市遺族会に対し、戦没者の御霊を慰めるとともに、会員の研修や高齢化が進む遺族の身の上相談、生活援護活動などの諸活動及び隔年で実施いたしております。市の戦没者追悼式に対して継続的な補助を行っております。遺族会会員への継続的な支援を行うことで、遺族会活動の円滑化と地域福祉サービスの向上につながっております。また、戦没者遺族の高齢化が進み会員数は年々減少しているものの、団体としての活動を行うことで会員相互の援護支援につながっておるものと考えております。会員の状況をご報告させていただきますと、平成29年度会員数が974名でございました。そのうち戦没者の妻であります正会員が19名おられました。平成30年度には、会員数が922名で52名の減少となっております。正会員となります戦没者の妻の方も14名となりまして、5名の方がこの1年間に亡くなられたという状況にあります。

続きまして、87ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費でございますが、平成31年度予算は13億6103万3000円で、前年度と比較しますと9581万4000円の増額となっております。障害者福祉費の事業としましては、事業概要にありますように、障害支援区分市町審査会事業ほか18事業となっております

が、主な事業についてご説明をさせていただきます。

事業概要の3行目、地域生活支援事業2194万9000円でございますが、障害者支援法に基づき市が行う必須の事業となっております。障がい者がその能力や適用に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目的とし、主なものとしまして、地域で生活している人を支援するために4法人に委託し、相談体制の充実を図っているところでございます。支援事業所の委託先は、希望の森、西予総合福祉会が運営するものでございます。それと、野城総合福祉会のこすもす、くじら病院系列のくじら病院に精神の関係はお願いをしております。障がい児につきましては、南愛媛療育センター、旭川荘をお願いしているところでございます。

88ページをお開き願います。

事業概要の1行目となりますが、障害者総合支援給付事業の平成31年度予算額は、10億3031万7000円でございますが、総合支援法に基づく介護給付費、訓練と給付に要する費用でサービスを提供した事業者を支払うものでございます。前年度と比較しますと、1億973万5000円の増額予算を計上いたしておりますが、障害福祉サービスが広く周知されることになりました現在、利用者は増加傾向となっております。

事業概要4行目でございますが、障害者自立支援医療費給付事業4985万円でございますが、この事業は、更生医療、育成医療、療養介護医療が対象となり、障害者手帳を持たれている方が、日常生活を維持するために、確実な治療効果が期待できる医療費の給付を行うものでございます。給付件数につきましても、大きな増減はありませんが、医療の種類によって給付額が異なり、事業の予測が困難なところもございます。

次に、事業概要下から3行目になりますが、障害児通所支援給付等事業でございますが3274万9000円でございます。前年度より66万7000円の減額となっております。この事業は、身体に障がいのある児童及び知的障がい者、発達障がいを含む精神障がいのある児童を対象に通所による療育支援を目的とするものでございます。障がい児の療育に係るサービスのニーズは年々高くなっておりますが、サービス提供事業者が少ないのが課題でございます。平均的な利用者数ですが、平成28年

が月に40名、平成29年が月に約43名、平成30年度が月に49名と前にご説明しましたように、少しずつ増加傾向にあります。

続きまして、事業概要下から2行目になります。西予市障がい者（児）タクシー利用助成事業618万7000円でございますが、ことしの1月から開始した新規事業でございます。目的としましては外出が困難な重度障がい者の生活行動範囲の拡大を図るためタクシー料金の一部を助成することで、社会参加の促進に寄与するものでございます。月に500円の券を2枚のタクシーチケットとして交付をいたしております。対象者としてしましては、身体障害者手帳の1級、2級の保持者、療育手帳のA、精神手帳の1、2級を対象といたしまして、住民税の非課税の方であって、家族の介護者が自家用車を保有していないことを条件とさせていただいております。手帳の保持者におきましては約1,280名おられますが、この申請の対象者となります方は500名程度じゃないかという見込みで、予算は計上をさせていただいております。

91ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、11目プレミアム付商品券費でございますが、9657万4000円を計上させていただいております。これは、平成31年10月から消費税率が10%に引き上げされ、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起、下支えをするため、低所得者、子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行を行うものでございます。2万円のお支払いで2万5000円の利用できる分、5000円がプレミアム分ということになります。対象者は、低所得者を1万4700人前後と見込んでおりまして、3歳未満児につきましても約600人を見込んだ予算の計上とさせていただいております。

続きまして、99ページをお開き願います。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費でございますが、平成31年度予算額は4423万6000円でございます。前年度と比較しますと109万9000円の減額となっております。事業概要にお示しさせていただいておりますとおり、生活保護施行事業ほか3事業でございます。

平成28年度から新規事業としてスタートいたしております。生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業につきまして、ご説明をさせていただきます。この事業は生活困窮などによりまして、

家庭内での生活環境が劣悪な状態となり、心身にさまざまな問題を抱える子どもに対し、学習支援が必要と認められた場合に、子ども支援員が家庭訪問を行い、抱えている悩みや相談に応じ、学習支援などを実施しながら、子どもの健全な育成を促すものでございます。学習支援を継続的に実施することによりまして、将来、社会的自立、経済的自立につなげることができればと考えております。予算につきましては54万2000円の予算を計上させていただいております。月に1回の学習支援で12カ月、2名の予算を確保させていただいております。

続きまして、予算書100ページをお開き願います。

2目扶助費でございますが、平成31年度予算額は4億6901万5000円でございます。前年度と比較しますと45万6000円の減額となっております。

事業概要の生活保護扶助事業でございますが、生活保護法に基づき、生活に困窮している方に、困窮の程度に応じた保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立、助成を目的といたしております。保護の内容につきまして、簡単にご説明させていただきたいと思っております。扶助の内容としましては、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助がございます。保護を受けようとする方は、市の福祉事務所に保護申請を行い、預貯金、不動産の資産調査を行った、それと年金、就労収入の調査、就労の可能性の調査、親族からの援助調査などを経た後に、保護の要否が判定され保護を受けることとなります。

101ページをお開き願います。

3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費の3040万5000円でございますが、これは昨年の豪雨災害に対する事業として、事情概要のうち、災害救助費（福祉課）584万円でございますが、これは、災害救助法の適用を受ける居所の応急修理を行う予算として、本年度中に、ほぼ災害対応は、応急修理は終わる予定ではございますが、いまだに自宅の再建方法が決まってない方もおられますので、この応急修理の1件当たり限度額58万4000円の10件分を31年度にも計上をさせていただいております。

次に、被災者見守り・相談支援事業2323万7000円でございますが、この事業は、避難生活の

長期化が余儀される中、被災したことによりまして精神的、身体的ストレスや従来のコミュニティーが崩壊するなど、生活環境が変化することによりましての孤立の増加や孤立死などの発生、相談対応や生活支援の不足による要介護度の上昇、生活困窮の増加などによる生活再建のおくれなど、さまざまな問題が生じる恐れがございます。長期化する避難生活により、心身ともに疲弊した被災者のケア、孤立防止などのために、見守り、生活再建に向けた相談の実施など、個別支援を行うとともに、仮設住宅やみなし仮設住宅、また、その周辺地域の住民が一体となった、新たな地域コミュニティーの形成サポートを行うなど、被災者を双方向的に支援していくものを目的といたしております。昨年の10月より西予市社会福祉協議会へ委託させていただいて、地域支え合いセンターと銘打って被災者支援に努めていただいております、今年度も継続して支援するための委託料を計上したものでございます。支援対象世帯としまして、建設型仮設が101世帯、みなし仮設33世帯、在宅の支援世帯としまして557世帯、その他ということもあり、31世帯を見込んでおきまして、今、支え合いセンターが対象としている世帯は、合計で722世帯を対象として、支援に当たっていただいております。

以上、平成31年度西予市一般会計予算につきまして、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○山本委員長

上中課長の説明は終わりました。

これより質疑に移りたいと思います。質疑がありましたらお願いします。

○中村敬治委員

82ページの社会福祉総務費の中で、事業概要で民生児童委員活動推進事業2323万6000円とあるわけですが、先ほどの説明では、委員が164人で任期は3年と、ことしの11月に任期が切れますよという説明だったんですけど、補足の説明資料見ますと民生児童委員が152人、児童委員が12人と、これ合計で164人という説明があったものと思いますが、児童委員というのは民生委員とも兼ねることができるわけですが、わざわざ民生児童委員が152人で、児童委員12人とありますけれども、これは何か西予市にとってこうせないかんとか、何かこういうような内訳に

なった理由というのは何かあるわけでしょうかね。児童委員12人と民生児童委員が152人と。児童委員というのは主任児童委員とかそういう役目もいろいろつくわけですが、この辺、何かこういうような内訳にせざるを得なかったというのは何か理由があるのでしょうか。

○上中福祉課長

中村議員の民生児童委員と児童委員の人員の関係に対してのご質問でございますが、民生児童委員の定数につきましては、県にこちらが申請していただいておりますので、西予市広大な面積がありますので、他市町に比べまして、人数はかなり多い人員を確保させていただいております。児童委員におきましては、特に子どもさんに対してのかかわりを多く持っていただいております。学校、小学校、中学校との連携を図って中心的に動いていただいております方を児童委員として活動を行っていただいております。

○山本委員長

その数の割り振りに意味があるのかということでしたけど。

○上中福祉課長

民生児童委員と主任児童委員は別でございます。合わせて164という数字です。

○山本委員長

分けた意味合いがどのような意味合いで分けられたのかというようなご質問だったんですが。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時35分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後1時36分)

○脇本福祉課係長

主任児童委員のことについてお答えいたします。まず、民生児童委員は、児童委員も兼ねていらっしゃる。それとは別に、主任児童委員といまして、特に子どものこと、担当地区を持たれずに、子どもさんのことについて活動していただく方。この方々は児童福祉法で民生児童委員プラス主任児童委員ということで委嘱されていらっしゃる。その人口であったり、民生委員の数によって、各地区2人から3人というふうな人数が決まっております。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

○中村一雅委員

すごい基本的なこと、ちょっと聞くも恥ずかしいぐらいのことなんですけど、82ページの社会福祉協議会運営補助事業のことなんですけど、これ野村による社協のことでよろしいんですかね。昨年度の豪雨のときに、ボラセンの受け入れとか、社協の担当職員の方は相当な活動量があったと思いますが、前年対比であまり予算計上変わらない。あれは前年度の豪雨のときの人件費とかは、別途の勘定になっているということでもよろしいでしょうか。

○上中福祉課長

中村委員のおっしゃいますとおり、西予市の社会福祉協議会に対しての補助金として、人数につきましては、職員の13名分と常務理事の1名を含めた人件費が含まれておる補助事業となっております。

それと昨年の災害対応におきましては、社会福祉協議会にボランティアセンターを設置していただきまして、取り組んでいただきました。その人件費、超過勤務につきましても、西予市から補助する予定と31年度予算内で補助するものとしておりまして、来年度予算にはその分の計上はまだしておりません。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

○竹崎委員

99ページの生活保護総務費の中の事業概要の中にある生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業、先ほど説明していただきました。その中で、小1から中3まで希望者が1名だったと。予算は2名分計上しているがということやっと思ったんですが、西予市内全体の中での対象者数はいくらあって、その中の1名しか出なかった。想定は2名とかいうのその辺の詳細をちょっと知りたいんですが。

○上中福祉課長

この事業、西予市子どもホームワークサポート事業実施要綱というものを平成28年に制定しております。この要綱に基づいて事業を行っております。目的としまして、生活困窮者自立支援法の規定に基づきまして、生活困窮者である子どもに対し、学習など支援を行う事業を実施するために、必要な事項を定めるものでして、子どもの健全な成長発達を促すものを目的としておりまして、対象者としましては、小学1年生から中学3

年生までで、生活困窮世帯とするということになっておりまして、被保護者世帯というような縛りはありませんので、広く対応はできるようになっておりまして、ちょっと対象者という人数については、どこまでが生活困窮者というような線引きができない関係上、対象者とする人数は把握が難しいと思っております。それで事業の内容としましては、子どもが学習習慣を身につけるための支援、進学に関する支援、保護者及び家族が日常的生活習慣を身につけるための支援というような事業の内容となっております。広く適用が可能と思えます。学校側とも連携を図りながらそういう対象者があれば、支援につなげていきたいと思っております。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時42分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後1時46分)

ほか質疑はございますか。

○源委員

予算書の91ページの新事業、プレミアム付商品券事業についてお尋ねしたいと思いますが、先ほど低所得者と3歳以下のお子さんがいらっしゃる世帯というふうに課長のご説明あったと思えます。基本的に低所得というのは非課税世帯というふうに理解してよろしいのでしょうか。まずその点を確認したいと思います。

○上中福祉課長

源委員のご指摘のとおり、住民税が非課税者となります。住民税が課税の方に扶養されている扶養親族、配偶者は除かれます。

○源委員

今までプレミアム付商品券事業というのは、結構10周年だったりとかいろんな場面であったんですけど、今回は、要は購入する権利があるという、言い方は正しいかどうかわからないんですが、全世帯対象じゃないんですけれども、今まで西予市商工会に事業を委託される形で実施をされたんですが、その辺り事業はどのような形で進められる予定なのか、お尋ねをいたします。

○上中福祉課長

源委員のおっしゃるとおり、今までのプレミアム商品券事業につきましては、商工会に委託をして実施をされてきました。それで今年度、今ご説明させていただきましたプレミアム付商品券事業

につきましては、まだ、委託料については計上をいたしていません。というのが、先週の金曜日でしたか、やっと県が説明会を行った段階で詳細が見えなかったのが、その委託料については計上はしてないんですが、商工経済部からお声をかけていただきましたところ、商工会としましても、快くこう受けていただくような意向でありますので、あす、あさって、こちらに見えられるということなので、その辺の調整を図りながら、実施をし、委託の方向で考えております。あわせて、県の説明会のときにはどうも県の商工会議所は、何か消極的なような考えがあるということを知っていましたので、うちの西予市商工会が受けていただくかちょっと心配なところではあったんですが、今申しましたとおり、前向きに考えていただいておりますので、その辺で調整を図っていきたく思っております。

○源委員

これまでと違うというのは、申しましたのが、子どもがいるかどうかというのは割とわかりやすいと思うんですよ。非課税だって、そこで確認する必要が出てくると思うんですが、その辺り、今まだ県の説明も先週あったばかりということですし、まだ委託も決まってないということ。私1点心配するのは、まずはその住民税が非課税であるということの証明を誰がするのかということ、商工会、ものすごく人員がいるかないかっていうと、今本所、野村、三瓶3カ所になると思うんですけど、すごく微妙な問題があるんじゃないかというふうにちょっと心配してましたんで、ぜひそのあたりについては、よく協議をしていただいて、よりいい形で、全額国費とはいえ、せっかく消費税上がらないって言われるとまたあれなんですけども、上がるというふうな前提で物を進んでおりますので、そのあたりを商工会と協議していただければと思いますので、お願いして質疑を打ち切りたいと思います。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

○中村敬治委員

82ページの社会福祉総務費の中の行路死亡人対策事業というのが、去年度と比べると倍ほどの33万円になっておるんですけども、これは身元不明で遺体の引き取り手がない人なんですけど、これ最近、こういうように事業費が増えるというこ

とは、変動があるんだろうと思うんですけども、ここ2、3年間どんな動きなんですか。

○上中福祉課長

行路死亡人の関係ですが、中村委員がおっしゃいましたとおり、今年度は、通年であればそういう火葬からいろんな遺体処理に関する費用を1名分だけ計上させていただいて、あとは流用で対応しておりましたが、ここ近年、件数が増してきて、今年度につきましては2名分の予算を計上させていただいたところでございます。ここ数年の件数につきましては、平成28年度が1名、平成29年度が3名、平成30年度が1月末現在で3名でございます。

○山本委員長

ほか質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」福祉課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時52分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後2時00分)

○上中福祉課長

先ほどの中村委員のご質問でちょっと訂正をさせていただきますと思います。

災害ボランティアセンターの設置に伴います、超過勤務手当等についてなんですけど、社会福祉協議会に関する補助金とその委託料などで調整が可能であったため、平成30年度の予算内で支出をさせていただく予定としております。

先ほど31年度と答弁したようで失礼しました。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時01分)

【長寿介護課】

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後2時04分)

次に、議案第18号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について」、議案第19号「西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第20号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」の3件について一括議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○浅野長寿介護課長

それでは、議案第18号、第19号、第20号は関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

議案第18号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について」及び、議案第19号「西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第20号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

今回ご審査いただくのは、これらの施設に係る指定期間の終了に伴い、指定管理者の候補者として、西予市生活福祉施設指定管理者審査委員会にて審査した結果、非公募により社会福祉法人西予総合福祉会を選定いたしましたので、その指定について、委員会にお諮りするものでございます。

選定理由といたしましては、西予総合福祉会のこれまでの実績、経営改善に対する取り組み等を総合的に勘案し、引き続き施設の管理を行わせることが適当と判断したものでございます。

なお、指定管理期間につきましては、平成30年度を自主運営の継続等について検討する期間としておりましたが、平成30年7月豪雨の影響により、当該施設の一部が被災し長期間、具体的には平成30年7月7日から平成30年12月20日にわたって休館状態となったことから平成31年度の指定管理期間につきましては、事業継続の検討期間を含め、平成30年度と同様に1年間としております。

以上で、議案第18号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について」、議案第19号「西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第20号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」、計3議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

浅野課長の説明は終わりました。

今3議案の説明がございましたけれども、3議案全て含めて質疑を行いたいと思います。3議案に対して質疑はございませんでしょうか。

○中村敬治委員

議案第20号の西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定についてということがあるわけですが、このふれあい広場の利活用の利用実態、これちょっと概要がわかれば説明願いたいと思います。

○浅野長寿介護課長

それでは利用状況の報告をさせていただきます。平成30年度4月から2月までの状況でございます。どうしても30年度は、7月豪雨の影響がございますので、利用者数が少なかったということでございますけれども、ふれあい広場269名の利用となっております。ちなみに29年度の実績といたしましては716名となっております。主にキャンプ場としての利用が主でございます。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

○中村一雅委員

昨年7月7日の豪雨を受けて、12月から再開したという游の里の温浴施設についてなんですけど、災害前と災害後に比べて、利用者数の大ざっぱな増減って大体傾向わかりますかね。

○浅野長寿介護課長

年度末再開してから後、年内の状況、また年始の状況の数を確認しましたところ、おおむね1割増の増加となっております。現在の利用者数自体はちょっと調べていませんけれども、一応再開した後の状況、1カ月前後の状況は1割増ということで認識いたしております。

○山本委員長

続いて質疑はございませんでしょうか。

○井関副委員長

今の関連質問ですが、1割増となった状態で経営的にどうなんですか。

○浅野長寿介護課長

経営の状況でございますけれども、ここ通年游の里の温浴施設の営業の損益につきましてはマイナスということになっております。平成30年度の指定管理料も当初予算では1400万を委託料としておりました。その前は500万で、それで経営がとんとんになるという状況を踏まえて、1,400としたわけなんですけれども、今回は、支援補助金と

ということで、補正予算を組まさせてもらった状況でございますけれども、基本的にはとんとんベースと考えるならば、その支援補助金が上限600万ということになっておりますので、その間の赤字、単純には赤字という形で認識いたしております。それを法人の運営を補助するというで600万の上限で支援するという認識を持っております。

○井関副委員長

600万っていうのはわかるんですけども、1割増えたことではそれは埋めることはできないということですか。

○浅野長寿介護課長

その利用料、利用者が増えたことによる利用料の増加、当然運営の中に入ってまいりますので、決算状況を確認してみんとちょっとははっきりしたことは言えない状況でございますけども、多少は当然増えておりますので、当初の予想より赤字分は減った可能性があらうと推測するまででございます。

○山本委員長

ほかにございますか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時12分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後2時16分)

ほかに質疑はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

それでは、採決は議案ごとに行いたいと思いません。

まず、議案第18号を採決したいと思えます。

議案第18号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第19号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第19号「西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

議案第20号を採決いたします。

議案第20号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」長寿介護課所管分及び、議案第38号「平成31年度西予市介護保険特別会計予算」の2件を一括議題といたします。

これから二つの会計を審査していただきますけれども、1議案ずつ説明、質疑を行いまして、全ての議案の質疑が終結しました後に、議案ごとに採決をさせていただいたらというふうに思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

それではまず、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」長寿介護課所管分について担当課長の説明を求めます。

○浅野長寿介護課長

それでは、議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」のうち、長寿介護課所管分につきまして、予算書に基づいてご説明を申し上げます。

それでは、歳出のうち、主な事業、中でも予算額が大きいもの、前年度予算額に対して増額している事業を抜粋して説明をさせていただきます。予算書の85ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費において、老人クラブ等活動支援事業463万2000円を計上しております。これは、市の単独補助を増額したものでございます。会員1人に対して、従来200円の補助から、平成31年度より1人当たり300円とし、100円を増額したものであります。また、新規結成された単位クラブに対して3万円を運営補助するものでございます。これにより減少傾向にある老人クラブ会員を財政面からサポートし、会員の増強及び老人クラブ活動の活性化を図り、しいては元気な高齢者づくり、介護予防活動としての面からも、老人クラブ活動のさらなる活

性化に期待するものでございます。予算の対比といたしましては、前年度比61万5000円の増額となっております。なお、当初予算の根拠数値としましては、老人クラブ140クラブ、会員6,400人、新クラブ3クラブとしております。

続きまして、老人保護措置事業2億7073万円を計上しております。これは、老人福祉法に基づき、65歳以上のものであって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置する事業でございます。市内の養護老人ホームとして、城川町にある奥伊予荘、設置運営は西予市野城総合福祉協会、三瓶町の三楽園、設置運営は西予総合福祉会の2施設があり、定員は70名と50名となっております。当初予算において、前年度比942万円の減額計上となっておりますが、この要因につきましては、城川養護老人ホーム奥伊予荘が平成31年度から介護施設としての機能を併せ持つ特定施設化を図ることとしており、その運営費において、介護給付費から賄われる部分が生じるため、一般財源からの支出分が減額となるものでございます。

ここで特定施設のご説明をさせていただきます。正式には特定施設入居者生活介護と言います。要介護認定を受けた利用者に対して、食事、入浴、排せつ等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送る上で必要となる支援を行う施設をさしております。ほかに類似施設として有料老人ホーム、軽費老人ホームなどがございます。現在の市内の措置状況でございます。奥伊予荘が67名、三楽園が50名ということで満床でございます。奥伊予荘の67名、定員には3名欠けておりますけれども、これは市外から3名を受け入れております。実質は満床でございます。そのほか市外への西予市の方の措置としまして、松山にある盲養護老人ホーム権現荘に2名、それから高知県の日高村にあります、視覚障害者養護老人ホーム土佐くすのき荘に1名を措置しております。

続きまして、予算書の86ページをお開き願います。

游の里健康センター運営委託事業でございます。1466万9000円を計上いたしております。これは温浴施設とデイサービスセンターからなる健康センターの管理運営を指定管理者委託するもの

で、先ほど議案第18号から20号までの指定管理者の指定についての説明時にも触れましたが、前年度と同様に委託期間は1年としており、指定管理料も同額ではございますが、公募に向けた準備として、新たに物件調査鑑定委託料を計上したことにより、前年度比64万6000円の増額計上となっております。

続いて、敬老祝金支給事業842万3000円を計上いたしております。これは長寿の皆さんをお祝いするため、米寿と白寿の方々へ祝い金を贈る事業でございます。祝い金の内訳は、満88歳の方に1万円、満99歳の方に10万円となっております。9月の敬老週間に合わせて、88歳の方へはお祝い状を送付しての口座振り込み、99歳の方に対しては、市長が直接訪問して贈呈いたしております。なお、対象者については満88歳になる方が440名、満99歳になる方が40人と現在のところ見込んでおります。予算の対比といたしましては、前年度比36万4000円の増額となっております。

続いて、介護保険特別会計繰出金として8億6584万2000円を計上いたしております。これは介護保険特別会計の健全運営を推進するため、介護給付費等について、一般会計から介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。予算の対比といたしましては、前年度比275万1000円の増額となっております。詳細につきましては関連性がございますので、介護保険特別会計予算の説明の折に追加報告させていただきます。

続きまして、軽費老人ホーム管理運営事業2164万2000円を計上いたしております。前年度比304万2000円増額となったものでございますけれども、この増額要因といたしましては、明浜町狩浜にある社会福祉法人西予総合福祉会が運営するケアハウスはまゆうの入居者区分の見込みを変更したもので、一般入居者と先に養護老人ホーム奥伊予荘の折にも説明しましたが、特定入居者との区分の割合が、昨年度と変わったことによりです。一般入所者が増えたことにより、一般財源による支出が増え、増額となったものでございます。対比としまして、平成30年の当初予算では一般入所者が10名、特定入所者が20名で予算組んでおりましたが、平成31年当初では、一般入所者が15名、特定入所者が15名、それぞれ計30名の計上としております。

ケアハウスとは高齢者が低額な料金で入所し、

日常生活を送ることを目的する施設で、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある人で、家族の援助を受けることが困難な方が対象となる施設でございます。ほかに、西予総合福祉会が運営する、同じく、宇和町のケアハウスれんげ、特別養護老人ホーム松葉寮の横に併設でありますけれども、これもケアハウスとなっております。定員30名でございます。

最後に、被災者タクシー利用補助事業242万5000円を計上いたしております。これは昨年7月に発生した西日本豪雨災害の被災者支援策として、9月議会の折に、補正予算専決処分にて承認いただいた事業を改めて当初予算で計上するものでございます。一時的に高台の仮設住宅、この仮設住宅は野村運動公園に設置した仮設住宅をさしております、へ入居したことにより、車やバイクなど交通手段を持たない70歳以上の方や障がい者のいる世帯を対象として、公共交通不便地域の解消を図る為、料金の一部を補助するものでございます。該当世帯としましては17世帯を想定いたしております。平成30年度の実績では、利用世帯は14世帯にとどまっておりますけれども、70歳以上の世帯が19世帯潜在的にございますので、一応17世帯の想定ということにさせていただいております。

以上、歳出予算の説明をさせていただきました。なお、歳入につきましては、資料の一覧表をもって説明にかえさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

浅野課長の説明は終わりました。

これより、今説明していただいた議案についての質疑に移りたいと思います。質疑はありませんか。

○井関副委員長

被災者タクシー利用事業ですけれども、30年度は14世帯が対象であったということでありましたが、実際の人数というか、利用回数というのはどのぐらいあったんでしょうか。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時29分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後2時29分)

○浅野長寿介護課長

2月までの利用者の実績数としまして831件が上がっております。

○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。

○中村一雅委員

85ページの老人保護措置事業、居宅から入所へ切りかえたことに関する措置だというふうにお聞きしました。居宅から入所へ切りかえるというのはご本人の申請によるものなのか、行政側の判定によるものなのか、そういう変更になったときの原因っていう言い方おかしいですかね、どこでそういうことを判定されているのかちょっとお聞きしたい。

○浅野長寿介護課長

基本的に特定施設化を図るということに関しましては、運営する運営体であります、養護老人ホーム奥伊予荘の経営の変更ということでご認識していただけたらと思うんですけども、それは70名の定員がでございます。そのうちに介護保険サービスを利用する形態に変えるということでございますけれども、それをおおむね30名を想定しております。その30名分につきましては、従来の措置費から介護サービスを使いましたら、介護給付費が発生するんですけども、ダブルから取るわけじゃなくて、あくまでも介護給付費でその部分を賄って、今まで従来支出しよったその措置費に関しましては、それは削除されるという形の考え方になります。すいませんちょっと的を得てないかもしれませんが。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時32分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後2時34分)

○浅野長寿介護課長

まず、居宅から介護の施設にという形の移行の仕方ですけれども、基本的に養護老人ホーム奥伊予荘の入所者に関しては、西予市が設置する養護老人ホーム入所判定委員会で判定を受けた方が、まずは養護老人ホーム奥伊予荘の入所者としてなります。その中で、介護給付サービスが必要だと思われる方、おおむね30名を想定しておりますけれども、そちらが、施設の契約による話になるんですけども、そこで契約が整った方に関しては、介護サービスを受けるようになるという形で、どちらにしても門戸としましては、西予市の養護老人

ホーム判定委員会の決定に沿うという形でございます。

○山本委員長

ほか質疑はございませんか。

○源委員

予算書の85ページ、老人福祉費のうち、緊急通報事業についてお尋ねいたします。

現在どれぐらいの利用者がいらっしゃるのかなと思いましたが、現在の利用者何名ぐらいいらっしゃるかというのをまずお尋ねしたいと思いません。

○浅野長寿介護課長

平成30年10月末の段階でございますけども、156台設置させていただいております。そのうち稼働台数が135台、休止が21台という形になっておりますので、実稼働しているのは135台ということでございます。

○源委員

今、実際に稼働中が135台ということでしたが、一体どれぐらいの頻度で実際通報があるのかなあというのがもしわかりましたら、答弁いただきたいと思いません。

○浅野長寿介護課長

それでは、通報の種類としましては、正報ということで緊急性がある通報、それと相談業務の通報という形がありますけれども、ちょっと数字は古いんですけども、29年の実績としましては、正報としましては5件があります。あと月に一度、必ず契約者に関しては、委託受ける会社、シーモスから、必ず健康状況の確認をしておりますので、件数はそれに沿った件数があると、月1回は必ずあるということでございます。

○源委員

確認ですが、対象者っていうのは65歳以上とかいろんな条件があったと思うんですけども、貸与する条件っていうのがあったかと思うので、それについて教えていただければと思いません。

○浅野長寿介護課長

対象者としましては、満65歳以上のひとり暮らし高齢者、または、身体障がい者の方となっております。

○源委員

最後に、例えば、これはあくまでひとり暮らしの方が今対象になられていると思うんですけど、こういった時代ですので、90歳同士が住まわれて

いることも割と見受けられることが増えてきたがというふうな実感で思っております。1人というのは当然ご心配なこともあると思うので、当然のことだとは思いますが、本当に高齢者、高齢どころか、米寿のお祝いをもらった後についていうこともあるので、そのあたりは柔軟にといいとまたあれなんですけども、もし今後必要性が出てきた場合に、十分検討していただいて、どういった家庭に、多分恐らく、65歳以上だとすごく膨大な数になるとは思うんですけども、1人っていうことに限らず、どういったところに必要なのかということをもっと検討いただければいいなと前から思っていたので、ちょっとこれは意見になりますがよろしくお願いたします。

○浅野長寿介護課長

ただいまの源委員のご意見、非常にありがたく思っております。実は緊急通報事業、利用者が割と横ばい、もしくはちょっと右肩下がりになっているような実情でございます。その要因としましては、例えば、協力者3名を記入してもらおうとか、民生委員の署名が要るとか、いろいろ要件もあるんですけども、あくまでも市としましては独居高齢者という形のところに視点を置いて、見守りの一つとして、力を入れてきたわけでございまして、今言われるように、老々介護等も含めて、高齢者だけの世帯というのが増えてくるような実情があるかと思いません。その点は、いかにこの事業がいい事業だと私も思っているんですけども、使ってもらわなければ、そこは広がらないかございまして、そこは例えば、年齢等々のこともあろうかと思うんですけども、予算の関係もあるかもしれませんけども、そこは門戸をもう少し広げるような方向で、また検討させていただけたらと思いません。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時41分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後2時47分)

ご協力ありがとうございました。

質疑はございませんでしょうか。

○中村敬治委員

86ページの事業概要で、敬老祝金支給事業ということで842万3000円とあるわけですが、私とこの両親も88歳のときに、3万円ずつ振り込みでいただいたような気がするんですけども、現在

100歳を目前にして幾ら、当時は聞いたときは10万円と聞いておったんですが、今どういう金額が支給されているのか、88歳では幾らなのか。それとこの近隣の他市では、これは財政力の問題もあろうと思いますが、別にまねする必要はないんですけれども、わかれば他市ですね。そして、西予市では何人ぐらいが対象に、100歳と88歳、31年度は対象になるような人がおられるのか、100歳では市長とかが直接持参してお祝いをされているのをいろいろ市の広報などで見るわけなんですけど、全ての100歳を迎える方に行っておられるのか、副市長が行かれておるのか、その辺実態はどがいなっとるのかなと思ひまして。

○山本委員長

説明先ほど全てありましたけど、88歳に1万、99歳は10万、99歳は市長が。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時49分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後2時50分)

○浅野長寿介護課長

満88歳の方、満99歳の方への祝金につきましては、先ほどご説明したとおり、88歳の方は1万円、それから99歳の方は10万円となっております。それから直接市長が、満99歳につきましては、できる限り市長が予定をされておりますけれども、あいているときは全て行っていただいております。どうしても都合がつかない場合は、私が代わりに行かさせていただいております。ただ、私どもが行く件数も多くて1件ぐらいです。ほとんど市長が行っていただいております。それから米寿の祝い金、それから白寿の祝い金につきましては、他市との比較でございますけども、米寿につきましては、大体金額1万円前後のところが多ございます。ただ、99歳につきましては、類を見ないほど高いです。今まで、福祉の調査物等々で私が見たところによりますと西予市のこの10万円が一番高かったように記憶いたしております。

○山本委員長

ほか質疑はございませんか。

○井関副委員長

老人クラブの活動支援事業ですけども、200円から300円に上げていただいたということで活動しやすくなっているんじゃないかなと思うんですが、この老人クラブというネーミングを非常に嫌がられる方が多いんですが、これはもう全国から

流れてきている名前なので変えようがないのか、あるいは西予市だけでネーミングを変えることってできるんですか。

○浅野長寿介護課長

ただいまの井関委員のご質問でございますけれども、実は、西予市全体の老人クラブという形では、一応西予市老人クラブ連合会という形の正規の名前がございます。ただそれを構成する、例えば、地区で構成する単位クラブと言いますけど、おおむね30人以上で構成しとるクラブなんですけど、その名前に関しては、現在もそうですけども、それぞれの地区のネーミングがございます。単位クラブに関しましてはそこは問わないと。ただ、補助金の性質上、西予市で構成しとる老人クラブということで、正規の名前としては、先ほど言いましたように西予市云々という形の流れにどうしてもなってしまうんじゃないかと思ひます。その部分を違った名前にネーミングしているところは、今私が見ている中では記憶にはございません。

○井関副委員長

今の地区のネーミングはオッケーだということだったんで、それはもう、正式な名称を地区としては名前を変えていても普通に振り込みいただけるということよろしいですか。

○浅野長寿介護課長

大丈夫です。地区も旧町の連合会があります。西予市の老人クラブの下に構成するそれぞれ旧町の五つの老人クラブ連合会があります。そこまでは正式な大きな行政名言いますか、旧町名の名前の連合会になります。それから下に関しましては、現在も個別の何とかクラブ、例えば、三瓶のほうやったらはまゆうクラブということがございますけれども、例えば花の名前をつけてみたりとか、そういった形のネーミングがございますので、それはその登録、振り込みの登録さえ、通常の会長名云々という形の手続を踏んでもらいましたら、その部分の老人クラブの名前が変わったから云々ということでは、拒むものではございません。

○山本委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

それでは質疑も出尽くしたようですので、質疑

を終結といたします。

それでは、次の議案に移りたいと思います。

議案第38号「平成31年度西予市介護保険特別会計予算」について担当課長の説明を求めます。

○浅野長寿介護課長

それでは、議案第38号「平成31年度西予市介護保険特別会計予算」につきまして、予算書に基づいてご説明を申し上げます。

それでは、歳出のうち、主な事業を抜粋して説明をさせていただきます。歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきます。予算書103ページをお開き願います。

1款総務費のうち、1項総務管理費、1目一般管理費において、5541万8000円を計上いたしております。前年度比718万6000円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、一般管理事業において、昨年度計上していた公用車の購入費用が減額となったこと、また、介護保険システム改修委託料が減額となったものでございます。

次に、105ページになります。

同じく1款総務費のうち、3項介護認定審査会費において、2目認定調査等費4314万8000円を計上いたしております。前年度比168万6000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、介護認定調査員の賃金が増額となったこと、主治医意見書手数料が申請件数の増加に伴い増額となったものであります。参考としまして、介護調査員の配置状況をご報告させていただきます。本庁4名、明浜1名、野村2名、城川1名、三瓶1名、計9名でございます。その中で賃金の増額となったものにつきましては、金額は前年度比87万3000円、1年経過しておりますので、増加という形になっております。

続きまして、106ページの下段になります。

2款保険給付費のうち、主な経費として、1項1目介護サービス給付費5億6445万9000円を計上いたしております。前年度比1億8722万7000円の増額となっております。要介護1から5の方が利用する居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなどの給付費でございます。介護保険事業計画の推計値及び、本年度の実績に基づいて必要な予算額を見込んでおります。主な増額要因でございますが、前年度と比較して、介護認定者数が増加した点と利用サービスにおいて、居宅サー

ビス、地域密着型サービスが伸びたことが要因であると分析いたしております。ちなみに給付費のうち、居宅サービスが伸びた点につきましては、先ほど説明申し上げました、城川の養護老人ホーム奥伊予荘の特定施設化に伴うもの、地域密着サービスが伸びた点につきましては、地域密着デイサービス事業所、明浜町のこはるの里が平成30年12月から開設しております。この部分が影響しているものと考えております。

次に、107ページの中段にあります、2項1目介護予防サービス給付費1億3716万円を計上いたしております。前年度比1010万円の増額となっております。これは要支援の人が利用するサービスの給付費用でございます。給付費と同様に増加しております。

次に108ページの下段であります。

4項1目高額介護サービス費1億2000万円を計上いたしております。前年度比360万円の減額となっております。これは、サービスを利用した際のひと月の自己負担分が、自己負担額が高額となった場合に取得区分により設定された限度額を超えた部分が入り戻されるという負担軽減のための給付となります。

そして109ページの下段になります。

6項1目特定入所者介護サービス費2億3232万円を計上いたしております。前年度比1088万4000円の増額となっております。施設入所及びショートステイ利用者の食費や部屋代は自己負担となっておりますので、所得の低い方への負担軽減として、それぞれ上限額を定めて、介護保険から補足給付するものでございます。

続いて、111ページから3款地域支援事業費となります。主な経費として、1項1目任意事業費1129万2000円を計上しております。前年度比96万1000円の減額となっております。任意事業では、介護給付適正化事業において、ケアプランのチェックなどを行う有資格者の嘱託職員の任用に係る費用や家族介護支援事業において、在宅介護者へ介護用品を支給するための費用、その他成年後見制度の利用支援や認知症サポーター養成講座のための教材費などを計上しております。

次に、112ページ、2目から5目までは地域包括支援センターへの運営に係る事業費でございます。内訳は、介護予防ケアマネジメント事業費698万9000円、総合相談事業費936万7000円、権利

擁護事業費1123万3000円、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費2428万5000円の計上でございます。本市においては、高齢者支援の総合的機関である地域包括支援センターの設置に当たり、市の社会福祉協議会へ運営を委託しております。センターには、保健師と社会福祉士、主任ケアマネージャーが配置され、専門性を生かしながら、お互いに連携して支援活動を行っています。活動内容として、総合相談業務では、在宅高齢者の実態把握や相談への対応、適切なサービスや制度へつなげるための支援を行っています。

また、権利擁護業務では、高齢者虐待を初めとした困難事例の対応や成年後見制度の活用促進、認知症対策事業などを行っています。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務では、市内のケアマネージャーの支援や指導を行うための連絡会や研修会の開催、医療機関や関係機関とのネットワークづくりを行っています。

なお、介護予防ケアマネジメント業務は、要支援の人が適切なサービスを利用できるよう、介護用ケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整を行うものです。

また、総合事業において、該当者への訪問型及び通所型サービス、生活支援サービスなどが効果的に提供されるよう支援を行います。

続いて、113ページから6目在宅医療・介護連携推進事業費937万4000円、7目認知症総合支援事業費1922万1000円、8目生活支援体制整備事業費726万1000円の計上でございます。その内容としましては、在宅医療・介護連携推進事業は、医療機関と介護事業所などが連携して、在宅支援体制を構築できるよう取り組むもので、地域包括支援センターへの委託事業となっております。認知症総合支援事業では、認知症の早期の段階から適切な対応や支援が図れるよう、長寿介護課に認知症地域支援推進員を置き、また地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、活動を行うものです。生活支援体制整備事業は、西予市全域の活動として展開するため、ボランティアセンターや地域のサロン活動等を担う社会福祉協議会に事業委託いたしております。その活動中心を担う生活支援コーディネーターは、地域の高齢者の支援ニーズと地域資源の状況把握に努め、地域の実情に応じた生活支援の担い手育成や住民主体による活動の支援など、生活支援体制の基盤整備

に向けた取り組みを推し進めます。

次に、114ページから115ページになります。

2項介護予防・生活支援サービス事業費及び3項の一般介護予防事業費は、総合事業と呼ばれる要支援の人を含む該当者へ、訪問型サービスや通所型サービス、生活支援サービスを提供することや一般高齢者も対象とした介護予防事業を展開するための経費となります。内訳としましては、2項1目介護予防・生活支援サービス事業費1億5100万8000円の計上です。これは、訪問介護や通所介護の現行基準に沿ったサービス、そして人員体制やサービス内容を簡素化し、安価な利用を可能とした基準緩和サービスの提供に係る事業費でございます。

次に、3項1目一般介護予防事業882万3000円の計上です。これは、具体的には運動教室や健康教室、食生活改善事業などがあります。高齢者自身の介護予防だけでなく、支える側と支えられる側、高齢者がともに参加し、その輪を広げていくことで、住民が主体となった通いの場が身近な地域の中で増えていくようにと目指しております。

以上、主な歳出予算について説明をさせていただきました。

なお、歳入につきましては、資料の一覧表をもって説明にかえさせていただきます。

以上で、西予市介護保険特別会計予算についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○山本委員長

浅野課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○菊池委員

ちょっと確認したいんですけど。105ページ、認定調査員事業いうのありましたね。認定調査員がケアマネージャーですか、とは違うんですか。

○浅野長寿介護課長

ケアマネージャーの資格を有するというだけではございません。できればその資格はあったほうがいいと思いますけども、なかなか人材確保が難しゅうございます。基本的には、ホームヘルパー、介護にちょっとその条件につきましては。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時09分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後3時09分)

○浅野長寿介護課長

まず認定調査員の仕事でございますけども、介護申請が出た後に、介護申請をした方のお宅に、どういう状況であるかを調査する役目を担った職員でございます。先ほど言いました西予市では現在9名が働いていただいております。それと調査員の条件という形でございますけども、基本的には西予市の職員であったりとか、その免許につきましては、問うものではございませんけれども、ただ、調査員となった後に、4月に研修へ行っていただきまして、調査の仕方なり、その資質に関しまして研修を受けて、そのあと、調査業務に入っていただくという流れをつくっております。

○菊池委員

ちょっと介護認定のことについてですが、これどこの予算とはあんまり関係ないかもしれませんが、例えば、こういう人がいるんですよ。高齢のお母さんがいて、息子さんが一緒に暮らしていると。息子さんは仕事行ってね、男ですからね、あんまり介護のことについて詳しくないんで、そういうときに、認定の度合いで受けるサービスが違ふでしょ、受けられるサービスが。そういう状態を見てこういうことができますよというアドバイスを多分してもらっていると思うんですけど、だけど、なかなか、それが通じてないんか、どうも右往左往しているという状態のところがあつたんですよ。それで、そういう場合においては、その受ける、その家庭の例えばその息子さんがこういうことをしてほしいということを調べて、こういうサービスができるんじゃないかということを持ちかけて言わないといけないんでしょうか。それともさっき言ったように、ある程度そういうこんなことができますよということを書いてもらえませんか。そこんとこどんなんでしょうかね。私は、それ聞いたら言ってもらはずやぞということを使うんですけどね。それがなかなかこう通じてないみたいでね。困つとるところがあるんです。

○浅野長寿介護課長

ただいまの菊池委員のご質問でございますけども、基本的には介護申請をして、認定が出て、そのあと、介護サービスを受けるためには、ケアマネージャーを選定いたします。そして、そのケア

マネージャーと相談しながら、適正な給付サービスを受けていただくという流れでございます。本来ならばそのケアマネージャーと利用者等が相談して、その部分は解消されるべきだと思っているんですけども、そこはちょっとうまくいってないということであれば、その連携がうまくいってないのかなと推察しますけども、基本的にはケアマネージャーに相談しながら、介護サービスを立てていくという形で認識いたしております。

○菊池委員

わかりました。そしたらケアマネージャーにいろいろと相談かければ、大概のことは答えてもらうということでしょうか。

○浅野長寿介護課長

そのように認識いたしております。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

○中村敬治委員

今の菊池委員の続きですが、105ページですけども、認定調査事業で認定調査結果が出ると思うんですよ。その結果を踏まえて、それを内容に立ち入って審査する会があるんじゃないかと思うんですけども、そういう審査会について最終的に決定、1から5段階とかいう、そういうランク付けがされるような気がするんですけど、私もそういう会には出たことないからわからんですけども、要するに、最終的にそういう審査会みたいなものがあるんじゃないかと思うんですが、あるとすれば、人数とか、充て職なのか、それから定期的に開かれておるのか、委員の任期なんかはどうなつとるか、その辺、これはなかなかそれぞれ問題があるので、公表はできにくい面もあるんじゃないかと思うんですけども、わかる範囲で、公表して構わん範囲で、そういうもの、組織があるとすれば、決定組織があるとすればその説明を願いたいと思うんですが。

○浅野長寿介護課長

まず、その介護認定を決定する機関ということで、最終的には、調査員が認定調査に行つて、その部分、コンピューターではじく、その部分を入力する部分、一次判定という形になります。それをもって、二次判定、そこは介護認定審査員というのを置いております。そこでの二次判定を踏まえて最終的な判断という形になります。委員の定数、人数ですけども、西予市で40名おります。中

には、医師会の協力もいただきながら、医師の先生に入っただいております。それで、審査会は毎週火曜日にやっております。大体、二つの会場でやらさせていただいております。件数は一合議体が大体30件から40件ぐらいやっておる状況でございます。

○中村敬治委員

その委員と言われるのか、審査会というか、そういう人の任期というのはあるんですか、そういうのはないんですか。

○浅野長寿介護課長

委員の任期は3年となっております。

○山本委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、議案ごとに採決をいたしたいと思えます。

最初に議案第33号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第33号「平成31年度西予市一般会計予算」長寿介護課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、最後になります。議案第38号を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第38号「平成31年度西予市介護保険特別会計予算」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山本委員長

挙手全員によりまして、当委員会としましては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時18分)

【市民課・健康づくり推進課】

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後3時21分)

○松本市民課長

惣川診療所と遊子川出張診療所に係る一般会計

の繰入金額について説明いたします。

平成30年度ですけど、7月末ということで4カ月分、惣川診療所が61万1000円、遊子川出張診療所が58万4000円、合計120万5000円が一般会計の繰り入れとなっております。

参考までに、移動診療所に係る所要額ですけど、これ予算上の試算なんでまだ決算ではありませんので確定ではありません。診療収入ですけど539万円、支出、これはお医者さんの人件費とか、移動診療車に係る経費1368万5000円、一般会計から野村病院に負担金として出す金額は、今のところ829万5000円となっております。

以上で説明とさせていただきます。

引き続きまして、努力支援制度の評価ということで、資料の2ページ目に付けております。点数でいきますと、850点中、西予市の場合は523点、県内で11番目ということになっています。この交付金額については、被保険者数及びこの得点について傾斜配分されるようになっております。今のところ平成30年度ですけど、全国で約300億円を各振り分ける形になって、西予市の場合は2032万4000円が見込みとして入ってくるようになっています。

以上、説明とさせていただきます。

引き続きまして、後期高齢者医療の督促手数料についてですけど、平成26年度から督促手数料を取っております。資料にあるとおり、26年度は633件、27年度が658件、28年度が816件、29年度が696件、30年度は3月11日現在で402件となっております。督促手数料がちょっと多いのは、国保から後期高齢に変わった場合に、その制度自体がわからなくて、普通徴収になってますんで、その徴収自体がおくれて入ってくるために、督促の件数が多くなっています。

以上、説明とさせていただきます。

○山本委員長

ありがとうございます。質疑はないと思えますが、何か補足説明ありますか。

○松本市民課長

先ほど惣川診療所と遊子川出張診療所の一般会計、28年と29年も参考までに、惣川診療所が28年度142万9000円、遊子川出張診療所が129万4000円、合計272万3000円、29年度が惣川診療所が139万1000円、遊子川出張診療所が220万5000円、合計359万6000円となっております。

○山本委員長

説明を聞いていただきましたが何かございますか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時25分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後3時28分)

○沖村健康づくり課長

先ほどの質問の報告をさせていただきます。お手元のタブレットに実績を配信してもらっているかと思うんですけども、確認をお願いいたします。

まず、がん検診の近年の実績についてご報告申し上げます。額の確定している平成29年度と、それから平成26年度との対比をいたしますと、受診者は全体で3,395人の減となっております。そのうち、一番下の平成26年度から平成29年までの増減の分、ご確認いただいたらと思いますが、このうち、胃がんにつきましては、受診者数が528人の減、肺、CRについては511の減、CTにつきましては183の減、大腸673の減、腹部超音波は557の減です。子宮が470の減、そして乳がんが274の減と前立腺が199の減となって、軒並み受診者が減っているという状況にあります。

まだ、平成30年度の実績は確定しておりませんが、平成30年度につきましては、前立腺がプラス132というようなこと、実績が上がっている状況です。それでも全体から言いますと、見込みで言いますと30年と26年度のこの差額も4,445人の減というような状況でございます。

そして、胃がんのバリウム検査の改善ができないかという質問でございましたが、この胃がん検診の受診率は、軒並み下がっているというような状況でありまして、前の決算審査においても、このことについては指摘があり、また提言もされたところであります。

そこで行政で行う対策型の検診につきましては、厚生労働省のがん予防重点教育及びがん検診実施のための指針のもと、実施しております。対策型がん検診として胃の内視鏡検診を実施するためには、内視鏡検診運営委員会の設立、それから、内視鏡検査医による検査、専門医が従事する読影委員会によるダブルチェックというのが必要になってまいります。実施に当たっては、西予市医師会の協力は不可欠でありますので、先般、2月28日に医師会の理事会において、検討をお願い

したところでございます。

その結果、現段階では、各委員会の設置、それから指針に基づく検査医や専門医の確保は困難な状況であると、西予市医師会としての協力は残念ながら難しいという回答をいただいたところであります。

したがって検診としての胃カメラの導入は、市としての実施が難しい状況であると考えております。現在、これをやっているのが松山市ぐらいだと聞いておりますので、この近隣においては、なかなか実施することが難しいのではないかと考えております。

○竹崎委員

一挙にやれっていうのは物理的に、今、そうした医師会の判断にしてもそうだし、これはもう大変困難だと私でも思います。

そこで一つの方法として、選択肢、つまり、特定健診というか、集団検診を受けるやないですか、そのときの中にバリウムを選んでよし、近くの病院へ行って、個人病院でも何でもいいんですが、胃カメラを希望してもよいとかいうぐらいの条件をつけることは可能かどうかというのを検討していただきたいなという思いがあるわけです。

つまり、一般の人たちが希望すればどちらでも受けられるよっていうぐらいの太っ腹になってもらったら、もっとも受診率が増えるんじゃないかと思うわけです。その辺検討の余地があると思うんですがいかがですか。

○沖村健康づくり課長

今実際に、集団検診ではなくて、例えば、1日人間ドックだとか、そういったところで済まされている方もいらっしゃいます。その中で、こちらの市が負担する、こういったものについては、同様な扱いとなっておりますので、そちらを希望されている方々もいらっしゃいます。集団検診として、胃カメラを導入するということについて、ちょっと難しいかなといった状況でございます。

○中村敬治委員

この数字を見ますと、愛媛県の受診率というのもこれ書いてあるんですけども、非常に、これ%は10%から20%受診率が、低いといえば低いんですけども、県の平均値から見ると受診率が結構高いと。そうすると、西予市というのはそこそこ県下20の市町の中では良い成績ではなからう

かなという気がしておるとこなんですけども。ただパーセントが10から20%台ということだからなかなかそれもだんだん下がっておるとことで、しっかりとこれどうやれば、受診率が上がるのかなという気がしておるとこなんですけれども、県内での西予市の受診の状態、順位といいますか、受診率をアップさせるのにはどのような方策があるのか、考えておられるのか、そういうところがわかればお願いします。

○沖村健康づくり課長

受診率の低下につきましては、例えば高齢者であれば、かかりつけの医師に定期的に診療してもらおう。それから、がん検診も要精検であれば、定期受診もしていただくというようなこと、そして、検診率が上がっても、例えば医療機関で受診をされている人が多いというような状況が最近起こっております、このそれぞれの皆さんでの健康管理については、特別問題にならないのではないかとこのように考えております。もちろん受診勧奨については、電話で連絡をしたりとか、そのような方法もとっておるところですので、努めて細かな対応をしていきたいと考えております。

○山本委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後3時37分)

○山本委員長

再開を告げる。(再開 午後3時38分)

揺れましたが、以上をもって本日の審査は全て終了いたしました。

あしたは午前9時から第3委員会室で、本日に引き続き審査を行いますので、よろしく申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時38分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長